

官報

号外

昭和二十六年五月二十五日

○第十回衆議院會議録第三十九号

昭和二十六年五月二十四日(木曜日)

議事日程 第三十八号

午後一時開議

第一 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 国家公務員災害補償法案(内閣提出、参議院送付)

第三 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求むるの件

第四 民間學術研究機關の助成に關する法律案(若林義孝君外八名提出)

第五 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(前田郁君外二十一名提出)

第六 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

日程第一 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 国家公務員災害補償法案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求むるの件

日程第四 民間學術研究機關の助成に關する法律案(若林義孝君外八名提出)

日程第五 鉄道敷設法の一部を改正する法律案(前田郁君外二十一名提出)

日程第六 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

公營住宅法案(田中角榮君外十六名提出)

午後二時三十六分開議

○議長(林謙治君) これより會議を開きます。

第一 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(林謙治君) 日程第一、日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長守島伍郎君。

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

日本政府在外事務所設置法(昭和二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表を次のように改める。

第二條第一項の表を次のように改める。

名	称	位	置
在ワシントン	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	ワシントン市
在ニューヨーク	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	ニューヨーク市
在サンフランシスコ	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	サンフランシスコ市
在ホノルル	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	ホノルル市
在ロスアンゼルス	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	ロスアンゼルス市
在シアトル	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	シアトル市
在オタワ	日本政府在外事務所	カナダ	オタワ市
在メキシコ	日本政府在外事務所	メキシコ	メキシコ市
在リオデジャネイロ	日本政府在外事務所	ブラジル	リオデジャネイロ市
在サンパウロ	日本政府在外事務所	ブラジル	サンパウロ市
在モンテヴィデオ	日本政府在外事務所	ウルグアイ	モンテヴィデオ市
在リマ	日本政府在外事務所	ペルー	リマ市
在ニューデリー	日本政府在外事務所	インド	ニューデリー市
在カルカッタ	日本政府在外事務所	インド	カルカッタ市
在ボンベイ	日本政府在外事務所	インド	ボンベイ市
在カラチ	日本政府在外事務所	パキスタン	カラチ市
在バンコック	日本政府在外事務所	タイ	バンコック市
在ラングーン	日本政府在外事務所	ビルマ	ラングーン市
在ジャカルタ	日本政府在外事務所	インドネシア	ジャカルタ市
在スラバヤ	日本政府在外事務所	インドネシア	スラバヤ市
在ロンドン	日本政府在外事務所	連合王国	ロンドン市
在パリ	日本政府在外事務所	フランス	パリ市
在ブラッセル	日本政府在外事務所	ベルギー	ブラッセル市
在ストックホルム	日本政府在外事務所	スウェーデン	ストックホルム市
在ヘーグ	日本政府在外事務所	オランダ	ヘーグ市

第九條第一項を次のように改め、同條第三項を削る。

職員に対して支給する在勤手当及び住居手当の支給年額は、別表各号に定める額の九割から十二割までの額の範囲内において、アメリカ合衆国に設置される在外事務所職員については当該職員の職、アメリカ合衆国以外の国に設置される在外事務所職員については当該職員の職並びに当該在外事務所所在地の物価水準及び当該国の通貨の対米為替相場を基準として、それぞれ外務大臣が定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十六年五月二十一日 衆議院議長 佐藤 尚武 衆議院議長 林 義治郎

○守島伍郎君登壇 たいま議題となりました法案につきまして、外務委員会に

おける審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、五月十二日内閣から国会に提出され、本委員会に付託されましたので、五月十六日及び二十三日の両日にわたり委員会を開き、審議をいたしました。政府側の説明によりますれば、貿易の振興及び在留邦人に関する事務処理のために、日本政府在外事務所を、すでに設置された十八箇所以外の地にも設置することは、きわめて必要でありますので、連合閣最高司令官、總司令部を通じて設置方を交渉中のところ、アメリカ合衆国その他の関係諸国の承諾を得ましたので、ワシントン市、オタワ市、メキシコ市、リマ市、ロンドン市、ジャカルタ市及びスラバヤ市の七箇所に在外事務所を増設することとし、この機会に総計二十五に及ぶ在外事務所を北米、中米、南米、東南アジア及びヨーロッパの地域別に配列するのが改正の第一点であります。

次に在外事務所勤務する職員の在勤手当及び住居手当は、従来はアメリカ合衆国内の在外事務所について定められた額の九割から十一割までの範囲内で外務大臣が定めることになつていたのでありますが、在外事務所の数が増加して、その人的構成等が複雑になつて参りましたので、今回の改正案では、右の金額の九割から十二割までの範囲内において、外務大臣が各職員について支給額を決定するのであります。

す。その基準としては、アメリカ合衆国内の在外事務所については当該職員の職を、またその他の在外事務所については、当該職員の職のほかに、従来通り物価水準及び為替相場をそれぞれ考慮するということにいたしました。

次いで委員と政府当局との間に質疑応答が行われ、討論はこれを省略して、ただちに採決に入り、本案は多数をもって可決せられた次第であります。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(林義治郎) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○議長(林義治郎) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第二 国家公務員災害補償法案 (内閣提出、参議院送付) ○議長(林義治郎) 日程第二、国家公務員災害補償法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。人事委員会理事藤枝東介君。

国家公務員災害補償法案 国家公務員災害補償法 目次 第一章 総則(第一條―第八條)

第二章 補償及び福祉施設(第九條―第二十三條) 第三章 審査(第二十四條―第二十五條) 第四章 雑則(第二十六條―第三十四條) 附則 第一章 総則 (この法律の目的及び効力) 第一條 この法律は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十三條から第九十五條までの規定に基づき、同法第二條に規定する一般職に属する職員(船員法(昭和十二年法律第百号)第一條に規定する船員である職員、未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)に規定する未復員者である職員及び特別求職者給與法(昭和二十三年法律第二百七十九号)に規定する特別未雇遺者である職員を除く。以下「職員」という)の公務上の災害(負傷、疾病、痼疾又は死亡をいう。以下同じ)に対する補償(以下「補償」という)を迅速且つ公正に行ひ、あわせて公務上の災害を受けた職員の福祉に必要な施設をすることを目的とする。

第二條 人事院は、この法律の実施に関し、左に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律の完かな実施の責に任ずること。 二 この法律の実施及び解釈に關し必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。 三 次條の実施機関が行う補償の実施についての総合調整を行うこと。

四 次條の実施機関が行う補償の実施について調査し、並びに資料の収集作成及び報告の提出を求めること。 五 第二十一條の補給品の支給並びに第二十二條の福祉施設の設置及び運営について調査し、報告を求め、及び総合調整を行うこと。

六 第二十四條の規定による審査の請求を受理し、審査し、及び判定を行うこと。 七 その他この法律に定める権限及び責務 (実施機関) 第三條 人事院及び人事院が指定する国の機関(以下「実施機関」という)は、この法律及び人事院規則で定めるところにより、この法律に定める補償の実施の責に任ずる。

2 この法律の規定が国家公務員法の規定と異なる場合には、国家公務員法の規定が優先する。

第二條 人事院は、この法律の実施に関し、左に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律の完かな実施の責に任ずること。 二 この法律の実施及び解釈に關し必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。 三 次條の実施機関が行う補償の実施についての総合調整を行うこと。

四 次條の実施機関が行う補償の実施について調査し、並びに資料の収集作成及び報告の提出を求めること。 五 第二十一條の補給品の支給並びに第二十二條の福祉施設の設置及び運営について調査し、報告を求め、及び総合調整を行うこと。

六 第二十四條の規定による審査の請求を受理し、審査し、及び判定を行うこと。 七 その他この法律に定める権限及び責務 (実施機関) 第三條 人事院及び人事院が指定する国の機関(以下「実施機関」という)は、この法律及び人事院規則で定めるところにより、この法律に定める補償の実施の責に任ずる。

2 この法律の規定が国家公務員法の規定と異なる場合には、国家公務員法の規定が優先する。

2. 前項の規定は、人事院にこの法律の実施に関する責任を免かれさせるものではない。

3. 実施機関は、この法律及び人事院が定める方針、基準、手続、規則及び計画に従つて補償の実施を行わなければならない。

4. 実施機関が第一項の規定により行うべき業務を怠り、又はこの法律、人事院規則及び人事院指令に違反して補償の実施を行った場合には、人事院は、その是正のため必要な指示を行うことができる。

(平均給與額)

第四條 この法律で「平均給與額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間(その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間)にその職員に対して支拂われた給與の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。但し、その金額は、左の各号の一によつて計算した金額を下らないものとする。

一 給與の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高拂制によつて定められた場合においては、その期間中に支拂われた給與の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十

二 給與の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高拂制によつて定められた場合においては、その部分の給與の総額について前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給與の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

三 前項の規定は、一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員(同法第二十二條第一項及び第二項の職員並びに商船管理委員会及び国民金融公庫の役員を除く。)にあつては、俸給、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当(人事院規則で定めるものを除く)、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とし(但し、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び石炭手当を加えることができる)、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給與とする。

3. 第一項に規定する期間中に、左の各号の一に該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給與は、同項の期間及び給與の総額から控除して計算する。但し、控除しないで計算した平均給與額が控除して計算した平均給與額より多い場合は、この限りでない。

一 公務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかつた日

二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間前から出産後六週間以内において勤務しなかつた日

三 国の責に帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日

四 職員団体の業務にもつぱら従事するための休暇の日

五 前四項の規定によつて計算した平均給與額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額を平均給與額とする。

(損害賠償の免責)

第五條 国は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において国家賠償法(昭和二十二年法律第五十五号)又は民法(明治二十九年法律第八十九号)による損害賠償の責を免かれる。

第六條 国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行ったときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2. 前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度において補償の義務を免かれる。

(補償を受ける権利)

第七條 職員が離職した場合においても、補償を受ける権利は、影響を受けない。

2. 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることはできない。

第八條 職員が公務上の災害を受けた場合においては、実施機関は、補償を受けるべき者に対して、その者がこの法律によつて権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。

第二章 補償及び福祉施設

(補償の種類)

第九條 補償の種類は、左に掲げるものとする。

一 療養補償

二 休業補償

三 障害補償

四 遺族補償

五 弔祭補償

六 打切補償

(療養補償)

第十條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、国は、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

第十一條 前條の規定による療養の範囲は、左に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への收容

五 看護

六 移送

(休業補償)

第十二條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合においては、給與を受けないときは、国は、休業補償として、その勤務することができない期間につき、平均給與額の百分の六十に相当する金額を支給する。

(障害補償)

第十三條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なかつたとき別表第一に定める程度の身体障害が

存する場合においては、国は、障害補償として、同表に定める障害の等級に応じ、平均給與額に同表に定める日数を乗じて得た金額を支給する。

2 別表第一に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に應ずる等級による。

3 左に掲げる場合の身体障害の等級は、左の各号のうち職員に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級以上の等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、同項の規定による等級の二級以上の等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、同項の規定による等級の二級以上の等級

4 前項の規定による障害補償の金額は、各、の身体障害に應ずる等級による障害補償の金額を合算した金額をこえてはならない。

5 既に身体障害のある者が、公務上の負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の金額か

ら、従前の障害に應ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行う。

(休業補償及び障害補償の例外)
第十四条 職員が重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、国は、休業補償又は障害補償を行わないことができ

る。
(遺族補償)
第十五条 職員が公務上死亡した場合においては、国は、遺族補償として、職員の遺族に対して、平均給與額の千日分に相当する金額を支給する。

第十六条 前條に規定する職員の遺族は、左の各号に掲げる者とする。
一 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
二 子、父母、孫及び祖父母で、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前二号に掲げる者の外職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 職員が遺言又はその者の所属する実施機関の長に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定された者があるときは、その指定された者は、第一項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

第十七条 遺族補償を受けるべき同順位者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行うものとする。
(葬祭補償)
第十八条 職員が公務上死亡した場合においては、国は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、平均給與額の六十日分に相当する金額を支給する。

(打切補償)
第十九条 第十條の規定によつて補償を受ける職員が、療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、国は、打切補償として、平均給與額の千

二百日分に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行う場合においては、その後におけるこの法律の規定による補償は行わない。

(補償の分割)

第二十条 補償を受けるべき者が希望する場合においては、第十三條又は第十五條の規定による補償として、同條の規定にかかわらず平均給與額に別表第二に定める日数を乗じて得た金額を、六年にわたつて毎年支給することができる。

2 前項の規定により補償の分割支給を開始した後、補償を受けるべき者が希望する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その残額を一時に支給することができる。

(補装具の支給)

第二十一条 国は、職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、別表第一に定める程度の身体障害が存する場合において、当該職員に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給することができる。

(福祉施設)

第二十二条 人事院及び実施機関は、公務上の災害を受けた職員の福祉に關して必要な左の施設をす

一 外科後処置に關する施設
二 休業又は療養に關する施設
三 職業再教育に關する施設
四 義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に關する施設
(労働基準法等との関係)
第二十三条 この法律に定める補償の実施については、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による災害補償の実施との間におけるつり合を失わないように十分考慮しなければならない。

第三章 審査

第二十四条 実施機関の行う公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について異議のある者は、人事院規則に定める手続に従い、人事院に対し、審査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、人事院は、すみやかにこれを審査して判定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

3 第一項の規定による審査の請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

第二十五條 人事院は、前條第二項の規定により判定を行う場合には、従前の労働者災害補償保険審査官若しくは労働者災害補償保険審査会の決定又は裁判所の判決に矛盾しないようにしなければならない。

第四章 雜則

(報告、出頭等)

第二十六條 人事院又は実施機関は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、医師の診断を行い、又は検査を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)による旅費を受けることができる。

(立入検査等)

第二十七條 人事院又は実施機関は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、その職員に、公務上の災害を受けた職員に勤務する場所、災害のあつた場所、又は病院若しくは診療所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受けようとする者その他の関係人に対して質問をさせることができる。

2 前項の規定により人事院又は実施機関の職員が、その職権を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求によりこれを呈示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(時効)

第二十八條 補償を受ける権利は、二年間行われないときは、時効によつて消滅する。但し、補償を受けべき者が、この期間経過後その補償を請求した場合において、実施機関が第八條の規定により、補償を受けようとする者に通知をしたこと又は自己の責に帰すべき事由以外の事由によつて通知をすることができなかつたことを立証できない場合には、この限りでない。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。

(期間の計算)

第二十九條 この法律又はこの法律に基く人事院規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(非課税等)

第三十條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十一條 補償に関する書類に

は、印紙税を課さない。

(無料証明)

第三十二條 実施機関の長又は補償を受けようとする者は、職員が戸籍に關して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。

(予算の計上)

第三十三條 補償、第二十一條の補償の支給及び第二十二條の施設に要する経費は、公務上の災害に關する人事院の統計的研究の結果に基いて、予算に計上されなければならない。

(罰則)

第三十四條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第二十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者

二 第二十七條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 職員に係る補償に相当する給與又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第百六十七号)に基いて国が支給する職員に係る給與のうち補償に相当するものの支給については、異議のある者は、人事院に対して、審査を請求することができる。

3 前項の審査については、第二十四條から第二十七條までの規定を準用する。

(法令の改廃)

4 恩給法臨時特例(昭和二十三年法律第百九十号)の一部を次のように改正する。

第十條中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七條の規定による障害補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するもの」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第 号)若しくは労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による障害補償又はこれらに相当する補償若しくは給付」に改める。

第十一條中「労働基準法第七十

九條の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するもの」を「国家公務員災害補償法若しくは労働基準法の規定による遺族補償又はこれらに相当する補償若しくは給付」に改める。

第十二條中「労働基準法第七十七條若しくは第七十九條の規定による補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條の規定に該当するもの」を「国家公務員災害補償法若しくは労働基準法の規定による障害補償若しくは遺族補償又はこれらに相当する補償若しくは給付」に改める。

5 厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項但書中「労働基準法第七十七條を」を「国家公務員災害補償法第十三條若しくは労働基準法第七十七條二」を「労働基準法第八十二條」を「国家公務員災害補償法第二十條、労働基準法第八十二條」に改める。

第三十八條及び第三十九條第二項中「労働基準法第七十七條」を「国家公務員災害補償法第十三條若しくは労働基準法第七十七條」に改める。

第四十四條但書中「労働基準法第七十九條」を「国家公務員災害補償法第十五條若ハ労働基準法第七十九條に」、「労働基準法第八十二條」を「国家公務員災害補償法第二十條若ハ労働基準法第八十二條」に改める。

第四十七條中「労働基準法第七十七條」を「国家公務員災害補償法第十三條若ハ労働基準法第七十七條」に改める。

6 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第一項中「第六十八條の規定」を「第六十八條の規定並びに国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九号）の規定」に改める。

律第 号（第一條に規定する職員に係る第七十五條から第八十八條までの規定）に改める。

第二項中「大蔵大臣」を「一般職に属する職員については人事院、特別職に属する職員については大蔵大臣」に改める。

7 国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八條中第一項及び第三項を削り、第二項を第一項とする。

8 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二條中第一項及び第三項を削り、第二項を第一項とする。

9 地方税法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十六條第五号中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」を「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九号）」に改める。

第六百七十二條第五号中「労働基準法」を「国家公務員災害補償法、労働基準法」に改める。

10 左に掲げる法令は、廃止する。

伝染病予防法に從事する者の手当金に関する件（明治三十三年法律第三十号）

官吏療治料給與の件（明治三十五年勅令第八十号）

伝染病予防法に從事する者の療治料に関する件（明治三十三年勅令第四百一十号）

巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令（明治三十四年勅令第四百一十九号）

巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令（明治三十四年勅令第四百一十九号）

巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令（明治三十四年勅令第四百一十九号）

運搬部内職員の療養に関する件（大正三年勅令第五百五号）

備人扶助令（大正七年勅令第三百八十二号）

雇員扶助令（昭和三年勅令第九号）

供給労働者扶助令（昭和七年勅令第二号）

療治料に関する件（明治三十三年勅令第四百一十号）

巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令（明治三十四年勅令第四百一十九号）

巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令（明治三十四年勅令第四百一十九号）

巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令（明治三十四年勅令第四百一十九号）

航空勤務者一時賜金令（昭和十三年勅令第五百六十四号）

巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令を副看守長に準用するの件（昭和十五年勅令第八百七十号）

航空機乗員養成所生徒死傷手当金給與令（昭和十七年勅令第五百九十七号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭和二十年勅令第二百六十五号）

特殊試験従事者保護賜金令（昭和二十年勅令第二百六十六号）

伝染病予防法に從事し爲に感染し又は死亡したる官吏に手当支給の件（明治十九年勅令第二十三号）

航空勤務者一時賜金令（昭和十三年勅令第五百六十四号）

巡查看守療治料、給助料及弔祭料給與令を副看守長に準用するの件（昭和十五年勅令第八百七十号）

航空機乗員養成所生徒死傷手当金給與令（昭和十七年勅令第五百九十七号）

特殊試験従事者一時賜金令（昭和二十年勅令第二百六十五号）

特殊試験従事者保護賜金令（昭和二十年勅令第二百六十六号）

伝染病予防法に從事し爲に感染し又は死亡したる官吏に手当支給の件（明治十九年勅令第二十三号）

別表第一

等級	日数	身体障害
第一級	一、三、四〇	一 両眼が失明したもの 二 そしやく及び言語の機能を喪じたもの 三 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 半身不随となつたもの 六 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 七 両上肢の用を全廃したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九 両下肢の用を全廃したもの
第二級	一、一九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 三 両上肢を腕関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの
第三級	一、〇五〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 そしやく又は言語の機能を喪じたもの
第四級	九二〇	一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失つたもの 四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 両手の手指の全部の用を喪じたもの 七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの
第五級	七九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 一上肢を腕関節以上で失つたもの 三 一下肢を足関節以上で失つたもの 四 一上肢の用を全廃したもの 五 一下肢の用を全廃したもの 六 両足の足指の全部を失つたもの

第六級	六七〇	<ul style="list-style-type: none"> 一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大音を解することができないもの 四 せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廢したものの 六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廢したものの 七 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失つたもの
第七級	五六〇	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの 三 精神に障害を残し、軽易な勞務以外の勞務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な勞務以外の勞務に服することができないもの 五 一手の母指及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失つたもの 六 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廢したものの 七 一足をリスフラン関節以上で失つたもの 八 両足の足指の全部の用を廢したもの 九 女子の外はりに著しい醜状を残すもの 一〇 兩側のこう丸を失つたもの
第八級	四五〇	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 せき柱に運動障害を残すもの 三 神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な勞務以外の勞務に服することができないもの 四 一手の母指を含み二の手指を失つたもの 五 一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用を廢したものの 六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廢したものの 七 一上肢の三大関節中の二関節の用を廢したものの 八 一上肢の三大関節中の一関節の用を廢したものの 九 一上肢に仮関節を残すもの 一〇 一上肢に仮関節を残すもの 一一 一足の足指の全部を失つたもの 一二 一足又は一側のじん臓を失つたもの
第九級	三五〇	<ul style="list-style-type: none"> 一 両眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 三 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野變状を残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六 そしやく及び言語の機能に障害を残すもの 七 鼓膜の全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの 八 一手の母指を失つたもの、示指を含み二の手指を失つたもの又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの 九 一手の母指を含み二の手指の用を廢したもの 一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの 一一 一足の足指の全部の用を廢したもの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの
第一〇級	二七〇	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 そしやく又は言語の機能に障害を残すもの 三 十四歳以上に対し齒科補てつを加えたもの 四 鼓膜の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳かくに接しなければ大音を解することができないもの 五 一手の示指を失つたもの又は母指及び示指以外の二の手指を失つたもの 六 一手の母指の用を廢したもの、示指を含み二の手指の用を廢したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廢したものの 七 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 八 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの 九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一〇 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
第二級	二〇〇	<ul style="list-style-type: none"> 一 両眼の眼珠に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの 五 せき柱に奇形を残すもの 六 一手の中指又は薬指を失つたもの 七 一手の示指の用を廢したもの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廢したもの 八 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廢したもの 九 胸腹部臓器に障害を残すもの

第二級	第一四級
一四〇	五〇
<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼の眼珠に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 四 一耳の耳かくの大部分を欠損したものの 五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 六 上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七 下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八 長骨骨に奇形を残すもの 九 一手の中指又は薬指の用を廃したものの 一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したものの 一二 局部にがん固な神経症状を残すもの 一三 男子の外はらうに著しい醜状を残すもの 一四 女子の外はらうに醜状を残すもの 	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 三 两眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまっげはげを残すもの 四 一手の小指を失つたもの 五 一手の母指の指骨の一部を失つたもの 六 一手の示指の指骨の一部を失つたもの 七 一手の示指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一足の下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの 一〇 一足の第二の足指の用を廃したもの、第三の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの

九 局部に神経症状を残すもの
一〇 男子の外はらうに醜状を残すもの

備考
一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
二 手指を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいう。
三 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第一指関節(母指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは第一指関節(第一の足指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
六 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

別表第二

種別	等級	日数
障害補償	第一級	二四〇
	第二級	二二三
	第三級	一八八
	第四級	一六四
	第五級	一四二
	第六級	一二〇
	第七級	一〇〇
	第八級	八〇
	第九級	六三
	第十級	四八
	第十一級	三六
	第十二級	二五
	第十三級	一六
遺族補償		一八〇

国家公務員災害補償法案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十六年五月十八日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林 義太郎

(小室及び一は参議院修正)

国家公務員災害補償法案の一部を次のように修正する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 職員に係る補償に相当する給與又は給付で、この法律施行前に於いて支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)に基いて國が支給する職員に係る給與のうち補償に相当するものの支給については異議のある者は、人事院に対して、審査を請求することができるとする。

3 前項の審査については、第二十四條から第二十七條までの規定を適用する。

(法令の改廃)

4 恩給法臨時特例(昭和二十三年

官報号外 昭和二十六年五月二十五日

衆議院會議録第三十九号 国家公務員災害補償法案

法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七條

の規定による障害補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するもの」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第 号)若しくは労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による障害補償又はこれらに相当する補償若しくは給付」に改める。

第十一條中「労働基準法第七十九條の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するもの」を「国家公務員災害補償法若しくは労働基準法の規定による遺族補償又はこれらに相当する補償若しくは給付」に改める。

第十二條中「労働基準法第七十七條若しくは第七十九條の規定による補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條の規定に該当するもの」を「国家公務員災害補償法若しくは労働基準法の規定による障害補償若しくは遺族補償又はこれらに相当する補償若しくは給付」に改める。

154 厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項但書中「労働基準法第七十七條を」を「国家公務員災害補償法第十三條若ハ労働基準法第七十七條」に改める。

第三十八條及び第三十九條第二項中「労働基準法第七十七條」を「国家公務員災害補償法第十三條若ハ労働基準法第七十七條」に改める。

第四十四條但書中「労働基準法第七十九條を」を「国家公務員災害補償法第十五條若ハ労働基準法第七十九條」に改める。

第四十七條中「労働基準法第七十七條を」を「国家公務員災害補償法第十三條若ハ労働基準法第七十七條」に改める。

第六十五條中「労働基準法第七十七條を」を「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律の一部を次のように改正する」に改める。

第二項中「第六十八條の規定」を「第六十八條の規定並びに国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第 号)第一條に規定する

職員に係る第七十五條から第八十八條までの規定」に改める。

第二項中「大蔵大臣」を「一般職に属する職員については人事院、特別職に属する職員については大蔵大臣」に改める。

76 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八條中第二項及び第三項を削り、第二項を第一項とする。

87 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二條中第一項及び第三項を削り、第二項を第一項とする。

98 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第五号中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第 号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」に改める。

第六百七十二條第五号中「労働基準法」を「国家公務員災害補償法、労働基準法」に改める。

109 左に掲げる法令は、廃止する。

伝染病予防救治に従事する者の手当金に関する件(明治三十三年法律第三十号)

官吏療治料給與の件(明治二十五年勅令第八十号)

伝染病予防救治に従事する者の療治料に関する件(明治三十三年勅令第四百一十号)

巡查看守療治料、給助料及甲祭料給與令(明治三十四年勅令第四百十九号)

巡查看守療治料、給助料及甲祭料給與令を警部補、消防士補及消防機關士補に準用するの件(明治四十三年勅令第二百二十六号)

運輸部内職員の療養に関する件(大正三年勅令第五百五号)

傭人扶助令(大正七年勅令第三百八十二号)

雇員扶助令(昭和三年勅令第九号)

供給労働者扶助令(昭和七年勅令第二号)

航空勤務者一時賜金令(昭和十三年勅令第五百六十四号)

巡查看守療治料、給助料及甲祭料給與令を副看守長に準用するの件(昭和十五年勅令第八百七十号)

航空機乗員養成所生徒死傷手当金給與令(昭和十七年勅令第五百九十七号)

特殊試験従事者一時賜金令(昭和二十年勅令第二百六十五号)

特殊試験従事者保護賜金令(昭和二十年勅令第二百六十六号)

伝染病予防救治に従事し爲に感

染し又は死亡したる官吏に手当支給の件（明治十九年閣令第二十三号）

国家公務員災害補償法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔藤枝泉介君登壇〕

○藤枝泉介君 たいだいま議題となりました国家公務員災害補償法案につきまして、人事委員会における審議の経過並びにその結果の概要を報告申し上げます。

本法案は、過ぐる三月二日、予備審査のため本委員会に付託せられ、次いで五月十八日、参議院より送付せられて本付託となつたものであります。

本法案の提案理由は、国家公務員法第九十三條から第九十五條までの規定に基づき、同法第二條に規定する一般職に属する職員が公務上の災害に對する補償を迅速かつ公正に行い、あわせて公務上の災害を受けた職員が福祉に必要な施設をなすことを目的として提出されたものであります。

本法案の要旨とするところを申し上げますと、まず第一の点は、人事院が人事行政の一環たる補償の完全な実施の責任を負ふものとし、同時に人事院が指定する国の機関は、この法律、人事院規則等に従つて実施の事務を行ひ、人事院がその総合調整を行つて、迅速かつ公正な補償の実施を確立しよ

うとするものであります。第二の点といたしましては、補償の種類及び内容につきまして、労働基準法に定める基準と同様とし、官民の均衡をはかつたこととあります。第三の点は、審査制度を設けたこととあります。すなわち、補償の実施について異議のある者は、人事院に審査の請求をすることができるとし、人事院がその審査に當ることとし、もつて補償を受ける者の利益の保全をはかつたこととあります。

本法案の要旨は、ほぼ以上申し上げた三點に盡きるのであります。そのほか、災害補償として支給される金品は非課税とし、また現行の労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律、恩給法等の條文整理並びに従前の関係法令の改廃を行うことといたしてあります。なお公務災害補償のための予算は、昭和二十六年度におきましては、一般会計及び特別会計を合せて二億七千万円が計上されております。

次に審議の経過についての報告であります。その詳細は速記録に譲るといたしまして、おもなる点のみを申し上げます。まず第一点といたしましては、労働基準法との関連についての問題であります。すなわち本法案は、その補償の実態において労働基準法を一步も出るものではない、周知のごとく、労働基

準法は多種多様の民間企業の最低基準を定めたものであるから、本法案の補償額を労働基準法に規定した額と同一にすることは公務員に不利な取扱いを與へることになるのではないかと、質問がございました。これに對し政府側からは、本法案における補償は、使用者の行う無過失損害賠償であるとの観点に立つものであつて、民間企業における場合と、国家公務員をそれとを特に區別して考へるものではない、なお国家公務員の特長に對する配慮については別に新恩給制度によつて考慮したいとの答弁でありました。

次に、公務上の災害の意味、あるいはその内容規定をどう考へるか、さらに公務上の疾病の問題、特に結核性疾患を公務による疾病と認定するか、いなかの質問がございましたが、これに對して政府側より、公務上の災害に對しての定義づけに關しましては、恩給法、労働基準法、労働者災害補償保険法等が古くから行われており、従つて、これらの立法例を通じ、すでに不文律として定められておると考へる、具体的には公務上直接災害を受けた場合、もしくは公務と相当の因果關係があると認められる場合であるが、これらの解釈運営については、労働基準法、労働者災害補償保険法等の先例を十分考慮して万遺漏なきを期したい、次に結核性の疾患を公務による疾病とみなすかどうかについては、結核性疾患であつ

ても、それが公務と因果關係あるものについては、当然公務上の疾病として補償の対象になると考へる、また解釈運営についても、公務員にできるだけ有利になるよう努めたいとの答弁がございました。

かくて質疑を終了し、討論に入り、自由党藤枝委員並びに国民民主党平川篤雄君よりは賛成の意見が述べられ、日本社会党成田知巳君及び日本共産党林百郎君よりは反対の意見が述べられました。

次いで採決に入りましたところ、賛成多数をもつて参議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会における審議の経過並びにその結果の報告といたします。（拍手）

○議長（林義治君） 討論の通告があります。順次これを許します。成田知巳君。

〔成田知巳君登壇〕

○成田知巳君 たいだいま上程になりました国家公務員災害補償法案に對しまして、日本社会党を代表して反対の意見を申すものでございます。

法案を一読いたしました。だれしもただちに気のつくことは、本法案は、従来の関係法令であります労働基準法あるいは労働者災害補償保険法等の、実に機械的な、モザイク的な寄せ集めにすぎずして、そこに何らの創意くふうの跡を見出すことができないとい

う点であります。政府みずからの説明によりまして、本法案はかのマイヤース勧告に基く新恩給法制定までの、過渡的な、暫定的な措置にすぎないと言つております。もし、しかりといたしますならば、何ら新機軸なく、實質的に少しの進歩の跡も見出すことのできないような本法案を、何を好んで提案するか、拙速をとらんとする政府の意圖を了解するに苦しむものであります。

政府の説明によりますと、また委員会における自由党の諸君の賛成討論を聞きますと、本法案は、使用者たる官庁と、被使用者たる職員との間に於ける無過失損害賠償責任の原則を確立するために、労働基準法の精神並びにその規定しておるところを取入れたと言つておるのであります。無過失損害賠償責任の原則を確立するといふ、その言葉はまことに美しいのであります。が、私たちが本法案にまつところから反對いたします直接かつ重大な根拠は、実にそこにあるのであります。申すまでもなく、労働基準法は、多種多様な民間企業を適用の対象にいたしてあります。

しかして、わが国産業の構造的特徴といたしまして、民間企業の大半は、町工場に類するような中小企業が大部分であります。その結果、わが国におきますところの労働立法は、労働基準法がその最たるものであります。勢い

企業中の最低線を基準としなければならぬ結果になつております。これがために、比較的大規模の工場とか、あるいは比較的の内容のよい工場に勤務する労働者諸君は、自主的に労働協約によつて、最低基準たる労働基準法に定むるところより有利な補償規定を獲得しておられることは、周知の事実であります。この最低限度の補償を規定する労働基準法をば、民間労働者と異なりまして、罷業権と団体交渉権によつて有利な補償規定を闘いとる道がまつたく奪われておりますところの国家公務員に、ただちにそつくりそのまま適用することが、いかに不合理であるかは、多くを言わずして明らかだと思ひます。

特に政府は、口を開きますと、公務員は單なる雇用契約に基き労働に従事する、かの民間労働者とは異なつておる、公務員は国民全体に奉仕するものである、こつ力説いたしました、公務員に特別の忠実義務を要求いたしておるのであります。国家公務員法の九十六條にも「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ」とうたつております。このように、政府みづから公務員に對しまして、一身をささげて職務に専念することを強く要求しておきながら、一方公務員がこの政府の要求を忠実に守つた

がために生じたところの傷害、疾病に對しては、單に民間労働者に與えられておる補償、しかもその最低の補償しか與えないというに至つては、はなはだ片手落ちであります。(拍手)

政府は、この矛盾、この不合理を、本法律案の形において公然と行おうとしておるのであります。このことが、いかに不都合な結果をもたらすかは、治安維持の大任を果すために、凶悪犯罪に當りまして、敢然身を挺して死におもむいた殉職警官のその遺族補償が、平均給與額一日二百円といひまして、わずかに二十万円にすぎないといふこの一事をもつて見ましても、思ひ半ばに過ぐるものがあると存するのであります。(拍手)本法律案の内容を知りました国家警察官の間では、聞くところによりますと、政府にたよつていてはとて不安である。安心して職務を遂行することができないといふので、現に殉職者の、遺家族に對しまして、一人當り十円、国家警察官三万人といひまして三十万円を、弔慰金としてみづからの手で贈出しようといふような議が、期せずして持ち上つておるとのことでございます。かかること、國家の治安維持に支障なしと、はたして政府はまじめに考へておるかと思ひたいのであります。

あります。当初政府は、結核疾患に關しましては、国立療養所等に勤務する医師あるいは看護婦等が結核にかかつた場合のみを公務に基因するものとして取扱うといふ、はなはだしく偏狭な解釈をいたしておつたようでありまして、委員会における質疑応答の結果、ようやく、しづ／＼ながら、結核疾患と公務との間に相当因果關係があれば公務病と認めるところまで折れて參つたのであります。人事院の意見によりますと、公務員採用のときは、結核については特に嚴重な体格検査をしておる、また採用後定期的に体格検査をしておるから、公務に基因する結核疾患かどうかは科学的に判定できると言つておるのであります。が、人事院の口癖のように言いますところのこの科学的といふのは、まつたくはなはだ怪しいものでございます。特に私たちは、むしろこつう考へ方は、従来の政府あるいは官僚のやり方から見まして、この科学的といふ言葉を逆利用し、科学的といふ美名のもとに、低賃金と労働強化のために統々と病魔に冒され、職務に倒れて行く公務員に對し何らの補償をなさずして、これを見殺しにするという無慈悲な取扱いは行われるのであらうことを、深くおそれるものであります。人事院の言うがごとく、採用時に嚴格な体格検査を行つたものといひますならば、その後勤務中に発病した結核疾患は、公務に

基因しないことが一見して明らかかな特別な場合を除きまして、原則として公務病の取扱ひとし、國家が万全の補償をなすことが理の當然でありまして、この点に關する明確な規定が何らなされてないことは、本法律案の重大な欠陥であります。

上程された國家公務員災害補償法案に反對するものであります。

第一、生活保障の最低賃金の制定というものを怠り、欺瞞的なベース給與であるとか、地域給のやりくりなどで糊塗して、賃金問題の本質の解決をそらしておる吉田政府や人事院が、この法案を今ごろ出して來たのが、そもそもくさいのであります。本法律案は、再軍備、單独講和をしやにむに遂行し、

對立した戰時的労働立法の一部であります。すなわち、背刺なる戰時労働にかり立て、けがをさしても、病氣にしても、不具疵疾にしてしまつても、はなはだしきは殺してしまつても、政府は最高これだけの責任を負ふばそれで済むのである、それでよいのだといふ、天下ごめんの許可状をこの法案の制定によつてなし遂げようとするのが、彼らの意圖であることは明瞭であります。ちよつと拾つてみただけでも、第五條の賠償責任の免責規定、第十四條の休業補償及び障害補償の例外の規定、第十九條の打切補償の規定がすぐ目について参ります。しかも、無過失損害賠償責任の原則を明らかにしたなどと言つておりますが、公務員に對するこのわくは、やがて民間の労働災害に對してもはめ込まんとするものであることは明瞭であり、労働者の最低基準を定めたといふ労働基準法にいわゆる最低基準が、今日最高基準になつて參つており、そ

基因しないことが一見して明らかかな特別な場合を除きまして、原則として公務病の取扱ひとし、國家が万全の補償をなすことが理の當然でありまして、この点に關する明確な規定が何らなされてないことは、本法律案の重大な欠陥であります。

對立した戰時的労働立法の一部であります。すなわち、背刺なる戰時労働にかり立て、けがをさしても、病氣にしても、不具疵疾にしてしまつても、はなはだしきは殺してしまつても、政府は最高これだけの責任を負ふばそれで済むのである、それでよいのだといふ、天下ごめんの許可状をこの法案の制定によつてなし遂げようとするのが、彼らの意圖であることは明瞭であります。ちよつと拾つてみただけでも、第五條の賠償責任の免責規定、第十四條の休業補償及び障害補償の例外の規定、第十九條の打切補償の規定がすぐ目について参ります。しかも、無過失損害賠償責任の原則を明らかにしたなどと言つておりますが、公務員に對するこのわくは、やがて民間の労働災害に對してもはめ込まんとするものであることは明瞭であり、労働者の最低基準を定めたといふ労働基準法にいわゆる最低基準が、今日最高基準になつて參つており、そ

の基準を獲得し、保障することすらも労働者は汲々として苦しんでおるといふ現実の事情は、このことを証明しておると思ふのであります。

第二に、政府並びに人事院が、この法案の制定によつて、まづたぐい顔をしながら、とんでもないことをやらかそうとするインチキは、断じて許すことはできません。政府や人事院は、昭和二十二年の十月、国家公務員法の制定以来、何年たちますか、今日になつて、やつとこの法案を出して来て、

「人事院は、なるべくすみやかに補償制度の研究を行い、その成果を国会及び内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならぬ。」という、自わされた当然の責任を、このインチキ法案によつて果たしたといふような顔つきをしようとしているものであります。 船乗階級、レッド・パージ、首切りによつて、あつかましい首切り脅迫が行われております。その後、労働組合運動の無力化等によつて、情ないことではあります、生活改善、向上の希望を失いかげさせられて、まじめな労働者、今や職制の

圧迫のもとに、へとくになつて働いているこれら人々の、なお最後に、あの苦しい生活の中で働きながら気にかかる不安というものは、最後の医療費であり、葬儀費であり、残された家族たちの生活問題であります。この頭から離すことのできない、これらの苦し

みに對して、ちよつぱり慰めの言葉だけをかけ、成仏の念仏を聞かせてやつて、最後のとどめを刺し貫こうとするような残忍な意図を、私は見のがすわけには参らないのであります。(拍手)

この上、この法案の通過を理由に、全般的に労働基準法の無視、あるいはそのわくはずしを公然化し、労働基準法無視を合法化しようとする意図を、私はここに指摘せざるを得ないのであります。

第三、労働者の災害に対する保護と補償とが万全なものでなければならぬことは、憲法を初め、関係法規の要請するところであり、しかるに政府は、この法案によつて、一般公務員八十八万四千人とその家族を含める歴大な人々の保護と補償を、わずかの二億七千万円で済ませようとしているのであります。人をばかにしたにもほどがあるといわなければならぬ。しかも、これら公務員を含めて、労働者の災害といふものは、最近増大する一方であり、その傾向と、その原因が強化されつつあるものであります。皆さん、国民経済研究所やシャリーフの計算によりますれば、一九四一年、すなわち昭和十六年の日本の工業労働者は、一日の労働時間のうち五分の一だけを自分のために働くけれども、実にその労働時間の五分の四を資本家のために働かされて来ているのであります。まことに恐るべき、まことに残忍

な、高率な搾取率であるといわなければなりません。

ポ宣言の受諾によつて、人民主権が憲法にもうたわれはしましたけれども、このことは改善されていなければいか、あるいは民主的、あるいは科学的、効率的というような美名のもとに、言葉のもとに、あるいは今や世界にもおおよすべもなく明らかである野蛮なファシズム的なやり方で、この状態はさらに改悪されつつあるのであります。昭和二十五年十二月二十日、経済安定本部組織官房調査課の発行したてに於て、朝鮮動乱以降の労働事情なるパンフレットを一瞥してみても、このことは明らかであります。すなわち、労働者毎月勤労統計によれば、二十五年一月から六月までに、製造工業全体としての総労働時間は二二%増、機械器具工業では一四・一%増になつてゐる。しかもこの統計は、零細な企業は含まれていないのでありますから、これを含めるとすれば、その増加率はより大幅なものであります。朝鮮戦争前後の繁忙に伴つて、賃金の収入は増大はいたして、賃金の収入は増大はいたして、賃金が、それは当然に失業手当の増収によるものが多く、労働者側の賃金ベースを引上げ要求には、企業側は強硬な態度をとつております。従つて、全般的に名目賃金収入はわずかに上昇しているけれども、その間の生計費の高騰があるもので、生活水準は必ずしも上昇し

ていないと、さきのパンフレットが明白にうたつてゐるのであります。さらにもまた基準労働時間の延長、労働強化、労働災害増大の傾向も看取されるというのであります。だから、政府の意図は明らかであります。何でもかんでも、わずかの涙金二億七千万円前後で済ましてしまおうとする企て以外の何もでも本法案はないのであります。

第四には、かくてこの災害の増大は、当然にこの補償についての具体的支給金額や希望は種々困難をつけられ、減額をされて来ることは必定であります。しかるに、公務上の災害の認定であるとか、療養の方法であるとか、補償金額の決定、その補償の実施について、あるいは審査について人事院が責任に當るといふのであります。が、実はこれは、諸君、尻のつつ張りにもならないといふことは、明らかに過去の事例が実証しているところであり、一休全休、卑怯下劣、憲法蹂躪のレッド・パージなるものに際して、人事院といふものは、一休どんな方法と態度で公務員の身分保障をして来たか。いけしやあくと政府となれ合つて、さる芝居、首切り芝居をやつてのけて来たのが人事院ではありませんか。(拍手)朝鮮戦争以来、今年の三月までに、消費者物価指数に現われた生活費の高騰は一八・七%になつてい

るといふのであります。このときにあ

たり、給與の引上げの勧告義務を怠つてゐるのも、すなわち人事院そのものであります。まづたく一方の独断専行に押し切られ、この補償をするためには、この法案の第三十四條には罰則すらも規定され、用意されているのでありますから、こんな手続や、こんなやり方では、災害の被害者及びその家族は、あてがいの涙金で泣き入りさせられるのが当然の落ちといわなければならぬのであります。

第五には、日本の労働者は、国連協力の名のもとに、実質上、日本の人的、物的競争力の総力をあげて朝鮮戦争に介入し、動員してゐるところの、内外反動の手先吉田政府によつて、まづたく動物的低賃金と、言語に絶する

監視のもとに、職場で労働強化をさせられてゐる実情を、私どもは見のがすわけには参らないのであります。文字通り給料も與えられず、肉休消費的奴隷労働を強行していることが、公務員を含めて、全日本の労働者災害の増大の根本的な原因であることを、ここに指摘せざるを得ないのであります。民族の独立と平和と、人民の生活の安定と向上を保障したところのポ宣言を基準とした公正な全面講和の確立と締結こそが、労働者災害補償の唯一の根本的施策であることをここに主張し、このことのために、わが党は断固として闘ふことを宣言し、

以上をもつて反対の討論を終るものであります。(拍手)

○議長(林謙治君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林謙治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第三 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めめるの件

○議長(林謙治君) 日程第三、地方自治

治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めめるの件を議題といたしました。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事丸山直友君。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めめるの件

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第二十條第三項の規定により、検査所の支所及び出張所を左記のように設置したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十六條第四項の規定に基き、国会の承認を求めます。

記

〔丸山直友君登壇〕

○丸山直友君 ただいま議題となりました、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めめるの件について、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近、出入港船舶及び航空機の増加に伴い、その検査事務を促進するため、大阪港及び羽田飛行場に検査所の支所を、呉港、四日市港及び開門港の若松区に出張所を設けたいというので、地方自治法の定めによりまして国会の承認を求めて参つたのでござい

本件は、五月二十一日、本委員会に付託せられ、同二十三日、政府より提案理由の説明を聴取し、審議の後、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決に入りましたところ、本案は全会一致をもつて承認を與うべきものと決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林謙治君) 採決いたします。

本件は委員長報告の通り承認を與えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林謙治君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認を與えるに決しました。(拍手)

第四 民間學術研究機關の助成に關する法律案(若林義孝君外八名提出)

○議長(林謙治君) 日程第四、民間學術研究機關の助成に關する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員会理事岡延右エ門君。

民間學術研究機關の助成に關する法律案

〔目的〕

第一條 この法律は、民間學術研究機關がわが國の學術及び産業の振興上重要な使命を有することにかんがみ、これに對し現下の經濟情勢に對處して財政的援助を行い、學術の研究の遂行を容易にすることを目的とする。

〔定義〕

第二條 この法律で「民間學術研究機關」とは「研究機關」といふのは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人で、學術の研究を目的とするものをいふ。

〔研究機關の助成〕

第三條 國は、研究機關に對し、予算の範圍内、その維持運営に要する経費の一部を補助することができる。

〔補助の申請〕

第四條 研究機關は、前條の規定による補助金の交付を受けようとするときは、主務大臣に申請しなければならない。

〔補助の決定〕

第五條 主務大臣は、前條の申請があつたときは、左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは当該研究機關に對する補助金の額及び使用の目的を決定し、備えていないと認めるときは補助をしない旨の決定をするものとする。

一 当該研究機關の行う研究が學術又は産業の振興上重要なものであること。

二 当該研究機關がその研究を遂行するために必要な研究者及び研究設備を有すること。

三 当該研究機關において補助を必要とする相当な事由があること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査をするに當つては、審査の方針及び対象の範圍をあらかじめ日本學術會議に諮問してその意見を聞かなければならない。

〔通知〕

第六條 主務大臣は、前條第一項の決定をしたときは、すみやかに当該研究機關に對し、これを通知しなければならない。

〔補助金の目的外流用の禁止〕

第七條 研究機關は、交付を受けた補助金を第五條第一項の決定により定められた目的以外の目的に使用してはならない。

名	務	位	置
広島検査所	呉出張所	広島県呉市埠頭	
名古屋検査所	四日市出張所	三重県四日市市千才町五ノ二	
門司検査所	若松出張所	福岡県若松市新地町九〇八ノ一	

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めめるの件に關する報告書

の設置に關し承認を求めめるの件に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

(補助金の経理)

第八條 研究機関は、交付を受けた補助金については、他の収入支出と區別してその経理を明らかにしなければならない。

(公表義務)

第九條 補助金の交付を受けた研究機関は、その研究成果を公表しなければならない。

(補助金の還付等)

第十條 主務大臣は、補助の決定を受けた研究機関が、左の各号の一に該当するときは、当該決定を取り消し、補助金の交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の還付を命ずるものとする。

一 第五條第一項各号の要件を欠

二 第三條の規定に違反したと

き。

2 前項の処分については、第五條第二項の規定を適用する。

(監督)

第十一條 主務大臣は、必要があると認めるときは、補助の決定を受けた研究機関に対して報告をさせ、又はその職員をして帳簿その他の他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が検査をする場合においては、その身分を

示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

○岡延右エ門君登壇 本日は、文化国家の建設に重要な課題となつておる民間学術研究機関の苦しい現状に対して、日本学術会議を初め各方面の要望にこたへるため、民法第三十四條の規定による法人で、学術の研究を目的とする研究機関に対し、その維持運営に資するため、国は予算の範囲内において補助金を交付することができると規定したものでござ

第十二條 補助金の交付を受けた研究機関は、毎会計年度、收支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(委任規定)

第十三條 補助金の交付の申請手續、補助金の交付を受けた研究機関において備えつるべき帳簿その他この法律施行のため必要な事項は、主務省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「宗教法人」

の下に「民法第三十四條の法人で学術の研究を目的とするもの」を加える。

第三百四十八條第二項第十号の

次に次の一号を加える。

十一 民法第三十四條の法人で

学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産

民間学術研究機関の助成に関する法律案(若林義孝君外八名提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

(岡延右エ門君登壇)

○岡延右エ門君 本日は、文化国家の建設に重要な課題となつておる民間学術研究機関の苦しい現状に対して、日本学術会議を初め各方面の要望にこたへるため、民法第三十四條の規定による法人で、学術の研究を目的とする研究機関に対し、その維持運営に資するため、国は予算の範囲内において補助金を交付することができると規定したものでござ

○議長(林義治君)

採決いたしました。

○議長(林義治君)

御異議なしと認め

○議長(林義治君)

御異議なしと認め

○議長(林義治君)

御異議なしと認め

○議長(林義治君)

御異議なしと認め

○議長(林義治君)

御異議なしと認め

○議長(林義治君)

御異議なしと認め

○議長(林義治君)

御異議なしと認め

○議長(林義治君)

御異議なしと認め

○議長(林義治君)

御異議なしと認め

○議長(林義治君)

御異議なしと認め

○議長(林義治君)

御異議なしと認め

○議長(林義治君)

御異議なしと認め

○議長(林義治君) 採決いたしました。

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

鉄道ニ対シ新線建設ニ関シ必要ナル命令ヲ為ス場合ニ於テハ予メ審議会ニ諮問スヘシ

審議会ハ内閣総理大臣及関係各大臣ニ対シ新線建設ニ関シ建議スルコトヲ得

第五條 審議会ハ本邦経済ノ発達及文化ノ向上ニ資スルコトヲ目標トシ公正且合理的ニ審議決定スヘシ

第六條 審議会ハ委員二十七人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ左ニ掲クル者ニ付内閣之ヲ任命ス但シ第六号及第七号ニ掲クル者ニ付テハ兩議院ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

一 衆議院議員ノ中ヨリ衆議員ノ指名シタル者 六人

二 参議院議員ノ中ヨリ参議院ノ指名シタル者 四人

三 運輸事務次官、運輸事務次官、大蔵事務次官、農林事務次官、通商産業事務次官、建設事務次官及経済安定本部副長官

四 運輸審議会ノ会長

五 日本国有鉄道總裁

六 運輸業、鉱工業、商業、農林水産業、金融業等ニ関シ優レタル識見ト経験トヲ有スル者 六人

七 鉄道建設ニ関シ学識ト経験トヲ有スル者 二人

審議会ニ会長ヲ置キ委員ノ互選ニヨリ之ヲ選任ス

会長ハ会務ヲ総理ス
審議會ハ予メ委員ノ中ヨリ会長ニ
事故アル場合會長ノ職務ヲ代理ス
ル者ヲ定メ置クヘシ
委員ハ非常勤トス

第七條 前條第二項第一号、第二
号、第六号及第七号ニ掲クル者ニ
付任命セラレタル委員(以下「任命
委員」ト称ス)ノ任期ハ二年トス但
シ補欠ノ委員ノ任期ハ前任者ノ残
任期間トス

委員ハ再任サルコトヲ得
第一項ノ規定ニカカハラス任命委
員ハ国会ノ閉会又ハ衆議院ノ解散
ノ場合ニ於テ任期満了シタルトキ
ハ其ノ後最初ニ開カルル国会ニ於
テ兩議院ノ同意ヲ得テ内閣ヲ任命
委員ヲ命スル迄ノ間ナホ在任スル
モノトス

第八條 内閣ハ第六條第二項第六号
及第七号ニ掲クル者ニ付任命セラ
レタル委員ニ左ノ各号ノ一ニ掲ク
ル事由アリト認ムルトキハ兩議院
ノ同意ヲ得テ之ヲ罷免スルコトヲ
得

一 心身ノ故障ノ為職務ヲ執行ス
ルコト能ハサルコト
二 職務上ノ義務違反アリ其ノ他
委員トシテ不適当ナルコト

第九條 審議會ハ會長又ハ第六條第
五項ニ規定スル會長ノ職務ヲ代理
スル者及十三人以上ノ委員出席ス

ルニ非サレハ議事ヲ開キ議決スル
コトヲ得ス
審議會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ
以テ之ヲ決ス可ク同數ノ場合ニ於
テハ會長ノ決スル所ニ依リ特定ノ
事案ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル
委員ハ審議會ノ決議アリタル場合
ニ於テハ当該事案ニ係リ議決ニ參
加スルコトヲ得ス

閣僚行政機關ノ職員又ハ日本固有
鐵道ノ役員若ハ職員ハ審議會ノ求
アリタル場合ニ於テハ資料ノ提
出、意見ノ陳述又ハ説明ヲ為スヘ
シ

第十條 委員及委員タリシ者ハ其ノ
職務ニ関シ知り得タル秘密ヲ他ニ
漏ラシ又ハ窃用スヘカラス

第十一條 本法ニ規定スルモノノ外
審議會ニ関シ必要ナル事項ハ運輸
省令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 運輸省設置法(昭和二十四年法
律第百五十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第六條第一項第九号中「鐵道新
線ノ建設、」を削る。

第三十八條第一項中船員教育審
議會の項の次に次の一項を加え
る。

鐵道建設
審議會

運輸大臣の諮問に依り
て鐵道敷設法(大正十
一年法律第三十七号)
に定める日本固有鐵道
の鐵道新線の敷設に關
する事項を調査審議す
ること。

鐵道敷設法の一部を改正する法律案
(前田郁君外二十一名提出)に關する
報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔前田郁君登壇〕

○前田郁君 たいま議題となりまし
た鐵道敷設法の一部を改正する法律案
につき、運輸委員会における審査の経
過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、昨二十三日、本委員会に
付託され、ただちに提案者より提案理
由の説明を聴取し、これを慎重に審査
いたしましたのであります。

本法案の趣旨を申し上げますと、鐵
道は經濟文化の基盤であり、わが國經
済の再建、文化の向上をはかるため、
國土総合開発の一環として鐵道の新線
を建設することはきわめて緊要であつ
て、國民のひとしく熱望するところで
あります。この要望にかんがみ、衆議
院では、第七回及び第八回國會におい
て、多議院では前國會において、それ

ぞれは同一趣旨の鐵道建設促進に關
する決議がなされたことは、諸君の御
承知の通りであります。今日まで新線
建設が進捗しなかつたのは、戦後國鉄

の復旧に急を要し、かつ財政状態が不
良であつたこと等によるものでありま
して、この法律の別表に掲げられてい
る建設予定線中、すでに着工せられた
にもかかわらず、戦争の影響により中
止のやむなきに至つたものは、区間だ
けでも五十箇所、五百九十余キロに達
しているのであります。今や國鉄の復
興よりやく軌道に乗り、財政状態もま
た安定したのにかんがみ、戦後の新情
勢に即応する鐵道建設計画を樹立し、
これが推進をはかる必要があること
は、多く言うまでもないのであります。

しかし、建設の順位、資金の調
達等については特に慎重を期するの要
がありますので、ここに運輸大臣の諮
問機關として鐵道建設審議會を設け、
広く衆知を集め、鐵道建設に關し必要
なる事項を調査審議せしめ、鐵道新線
の建設に万全を期することとしよう
といたしたのであります。

次に本改正案のおもなる点を申し上
げますと、第一に、運輸大臣は、日本
固有鐵道から新線建設の申請があり、
これが許可に關し必要なる措置をする
場合、並びに公共の福祉を増進するた
め、特に必要があると認め、新線建設
に關し必要な命令をなす場合には、あ
らかじめ審議會に諮問しなければなら
ないこと、第二に、審議會は總理大臣
及び關係各大臣に對し新線建設に關し
建議することができること、第三に、
審議會はわが國經濟の發達、文化の向

上に資することを目標とし、公正かつ
合理的に審議決定しなければならぬ
こと、第四に、審議會は兩議院の議員、
閣僚行政機關の次官または副長官、運
輸審議會の會長、日本固有鐵道總裁、
運輸業、鉱工業、商業、農林水産業、
金融業等に關しすぐれた識見と経験と
を有する者、鐵道建設に關し學識と經
験とを有する者、以上二十七人をもつ
て構成せられるものであること等であ
ります。

さて本法案に對しましては、提案者
代表前田五郎君と各委員との間に熱心
な質疑応答がかわされたのであります
が、その詳細は會議録に譲りたいと存
じます。

かくて、昨二十三日質疑を打ち切り、
討論を省略いたしました採決の結果、
多數をもつて本法案は原案の通り可決
すべきものと決した次第であります。

以上、簡單でありますか、御報告申
し上げます。(拍手)

○議長(林國治君) 採決いたします。
本案の委員長報告は可決でありま
す。本案を委員長の報告の通り決する
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林國治君) 起立多數、よつて
本案は委員長報告の通り可決いたしま
した。(拍手)

第六 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林義雄君) 日程第六、郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。郵政委員会理事飯塚定輔君。

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第五十七條中「速達」の下に「航空郵便」を加える。

第六十條の次に次の一條を加える。

第六十條の二(航空郵便) 航空郵便の取扱においては、当該郵便物を航空路により運送する。

但し、欠航その他の事由により到達が遅延すると認められるときは、他の最もすみやかな運送便により運送する。

郵政大臣は、郵便物を航空路により運送する区間及び日時を定めて公告しなければならない。

航空郵便の取扱は、運送区間の全部又は一部を航空路により運送することのできる通常郵便物につき、これをするものとする。

航空郵便物の料金(第二十一條第二項、第二十二條第二項、第二十三條第四項、第二十六條第二項又は第二十七條第二項の規定によ

る料金を含む)は、左の通りとする。

一 第一種郵便物

重量二十グラム又はその端

数ごとに 二十円

二 第二種郵便物

通常葉書 十円

往復葉書 二十円

三 第三種郵便物、第四種郵便物及び第五種郵便物

重量二十グラム又はその端

数ごとに 十五円

附 則

この法律の施行期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十七年一月一日以前でなければならない。

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔飯塚定輔君登壇〕

○飯塚定輔君 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に關し、委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず政府の議案提出の理由並びに法案の内容の概略を申し上げますと、従来わが国の航空郵便は、昭和四年より正式に実施せられ、年々著しい発達を続けて参つたのであります。が、終戦と同時に事実上廃止となり、制度とい

止せられていたものであります。が、御承知の通り、昨二十五年六月に至り、国内航空業務が許可せられ、近くその再開の運びとなつておるのでございます。政府といたしましても、これに伴い国内航空郵便制度を復活することとし、このために本法律案を提出したのであります。

本法案の内容を申し上げますと、まず第一に、航空郵便として取扱う郵便物は通常郵便物に限られております。

〔議長退席、副議長齋藤〕

その料金については、第一種郵便物、すなわち封書については、重量二十グラムまで、現行基本料金を含めまして二十円とし、以下それらの種類、重量等に従つて料金を規定してあるのでございます。

次に本法の施行期日についてであります。が、これは国内航空業務の開始が前提でありますので、それに適應するよう政令で定めることとしていたしております。

右法案の付託を受けました本委員会は、去る二十三日會議を開き、法案提出の理由、内容等について詳細検討を加え、政府との間にも種々質疑応答を重ねたのでございます。その詳細はすべて會議録に譲りたいと存じます。かくて委員会は、同日質疑を打ち切り、討論を省略の上、ただちに採決に入り、全員一致原案を可決すべきものと議決いたしました次第であります。

右、簡單であります。が、御報告申上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第七 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

警察法(岩本信行君) 日程第七、警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長前尾繁三郎君。

警察法の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律

警察法(昭和二十二年法律第百九十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條の次に次の一條を加える。

第十五條の二 国家地方警察の警察官の階級は、長官、次長、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査とする。

警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を掌る。基礎的な警察訓練の過程を経ない者は、これを国家地方警察の警

察官として勤務につけることとはできない。

警察官の宣誓、教育訓練、礼式及び服制について必要な事項は、国家公務員法がこれを定める。

第十九條の次に一項を加える。管区警察学校及び警察大学に在籍する警察官は、五千人を限り、これを第四條第一條の定員の外に置くことができる。

第二十條第一項を次のように改める。

都府県知事の所轄の下に、一の都府県公安委員会を置く。北海道には、道知事の所轄の下に、下部行政区画により、道知事の意見を聴いて国家公安委員会の定めるところに従い、十四以内の道公安委員会を置く。

第二十條の次に次の一條を加える。

第二十條の二 都道府県知事は、治安維持上重大な事案につきやむを得ない事由があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村警察の管轄区域内における当該事案を国家地方警察に処理させることを当該都道府県公安委員会に要求することができる。

都道府県公安委員会は、前項に規定する要求があつたときは、当該都道府県国家地方警察に当該事案を処理させなければならない。この場合においては、国家地方警察は、第二十七條の規定にかかわらず、その管轄区域外において職務を行うことができる。

前項の場合において、市町村警察が国家地方警察から事案の処理の通知を受けたときは、当該市町村警察は、当該事案の処理については、当該都道府県公安委員会の運営管理に服するものとする。

都道府県公安委員会は、都道府県知事に対して第一項に規定する措置をとることを勧告することができる。

都道府県知事は、第一項に規定する要求をしたときは、当該事案の処理を終了した後すみやかにその旨を都道府県の議会に報告しなければならない。

第二十一條第二項中「警察職員又は警察職員若しくは旧職業陸海軍軍人の前歴のない者又は任命前十年間に」に改める。

第二十四條第一項各号列記以外の部分に次の但書を加える。

但し、委員は、第二号の場合においては、住所を移したために被選挙権を失つても、その住所が同一都道府県の区域内にあるときは、そのためにその職を失ふことはない。

第三十條を次のように改める。

第三十條 都道府県国家地方警察に隊長を置く。

隊長は、国家公務員法の規定に基き、警察管区本部長が国家地方警察本部長官の同意を経てこれを任命し、一定の事由により罷免する。

隊長は、都道府県国家地方警察本部の事務を処理する。

第三十五條第一項中「警察長の外、警視、警部、警部補、巡查部長

及び巡查たるを」隊長の外、に改め、同條第二項及び第三項を削る。

第三十六條第一項中「前條第一項」を「前條」に改め、同項但書及び同條第二項を削る。

第四十條第一項中「以下市町村」というを削り、同條に次の二項を加える。

前項の規定により告示された町村は、第一項の規定にかかわらず、住民投票によつて警察を維持しないことができ、又、警察を維持しないこととした後再び警察を維持することができる。

第四十條の次に次の一條を加える。

第四十條の二 前條第三項に規定する住民投票は、町村議会において警察を維持しないこと若しくは再び警察を維持することを住民投票に付することを議決したとき、又は町村の住民で町村議会の議員の選挙権を有する者が、その総数の三分の一以上の連署をもつて、その代表者によつて当該町村の選挙管理委員会に対してこれを請求したときに行われなければならない。

町村議会の議長は、前項の規定による議決があつたときは、その日から三日以内、その旨を町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

選挙管理委員会は、前項に規定する議決の通知を受けた日又は第一項に規定する住民投票の請求を受理した日から六十日以内、これをその町村の選挙人の投票に付さなければならない。

選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを当該町村議会の議長又は当該代表者及び町村長に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

第三項の規定による投票において有効投票の過半数の同意があつたときは、当該町村は、警察を維持しないこと又は再び警察を維持することを決定したものとす。

前項の規定による決定があつたときは、当該町村長は、国家公安委員会を経てこれを内閣総理大臣に報告しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の報告を受けたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

十月三十一日までに第六項の規定による報告のあつた町村については、翌年四月一日にその警察維持に関する責任の転移が行われなければならない。

第一項の規定による議会の議決又は代表者による請求は、第三項の規定による投票のあつた日から二年間は行ふことができない。

政令で特別の定をするものを除く外、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條の二から第七十四條の四までの規定は

第一項の規定による請求者の署名に、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中普通地方公共団体の選挙に関する規定は第三項の規定による投票に、地方自治法第二百五十五條の二の規定は第一項の規定による請求者の署名及び第三項

の規定による投票に関する争訟に、これを適用する。

第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は地方自治法第七十六條第三項の規定による解散の投票若しくは同法第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解散の投票と同時にこれを行うことができる。

警察事務を共同で処理する市町村の組合を組織する町村のいづれかが、第三項の規定による投票によつて警察を維持しないことを決定したときは、その町村は、地方自治法第二百八十六條又は第二百八十八條の規定にかかわらず、警察を維持しないものとなる。この場合の措置については必要な事項は、政令で定める。

第四十三條中「市町村長」を「市及び警察を維持する町村（以下「市町村」という。）は、市町村長」に改める。

第四十六條第二項中「第三十五條第二項及び第三項」を「第十五條の二第一項及び第二項」に改め、同條第三項を次のように改める。

市町村警察職員の定員は、地方的要求に応じてその市町村が條例でこれを決定する。

第五十條第二項中「第三十六條第二項」を「第十五條の二第四項」に改める。

第五十四條の次に次の一條を加える。

第五十四條の二 国家地方警察と市町村警察及び市町村警察は、相互

に、犯罪に関する情報を交換するものとする。

第五十五條の後段として次のように加える。

市町村警察吏員も、都道府県公安委員会又は他の市町村公安委員会から援助の要求があつた場合は、その援助を要求した公安委員会の管轄区域内で、当該公安委員会の運営管理の下に、その職権を行うことができる。この場合において、市町村公安委員会が他の市町村警察に援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を国家地方警察に連絡しなければならない。

第五十五條の次に次の一條を加える。

第五十五條の二 市町村警察の要求によつて国家地方警察の警察職員が援助した場合においては、その援助に要した費用は、国庫の負担とする。

国家地方警察の要求によつて市町村警察職員が、その市町村の区域外において、国家地方警察又は市町村警察を援助した場合においては、その援助に直接要した費用は、国庫の負担とする。

前項の場合において、市町村警察職員がその職務のため傷いを受け、若しくは疾病にかかり、又はその傷病に因り退職し、若しくは在職中死亡したときは、これを国家地方警察の警察職員としてその職務を行つたものとみなし、国庫は、その者に国家公務員に対する業務災害補償に適用される法律の

規定による補償を行ふ。但し、その災害については、業務災害補償に關する当該市町村の給付が、国家公務員に對する業務災害補償に適用される法律の規定による額を越えるときは、その者又はその遺族がその差額の支給を当該市町村から受けることを妨げない。

第五十八條中「犯罪行為又はその管轄区域内に始まり、若しくはその管轄区域内に及んだ犯罪行為を個々の場合」を「犯罪行為又はその管轄区域内に始まり、若しくはその管轄区域内に及んだ犯罪並びにこれらに關連する犯罪」に改め、同條に次の一項を加ふる。

前項の場合においては、国家地方警察及び市町村警察は、原則として事前にこれを同項の規定によつて職權を及ぼす区域を管轄する警察に通知し、且つ、その職權の行使について当該警察と緊密な連絡を保持しなければならない。

第六十四條に次の二項を加ふる。前條後段の場合又は前項の場合において、市町村警察職員がその市町村の区域外において職務を行つたときは、その職務の執行のために直接要した費用は、国庫の負担とする。

第五十五條の二第三項の規定は、前項の場合において、市町村警察職員がその職務のため傷を受け、若しくは疾病にかかり、又はその疾病に因り退職し、若しくは在職中死亡したときに、これを準用する。第六十七條の次に次の二條を加ふる。

第六十七條の二 国家地方警察の管轄に屬する区域が市町村警察の管轄区域となつた場合には、当該区域内で、その日においては、つばら警察の用に供されていた固有の財産(固有財産法昭和二十三年法律第七十三号)第三條第一項各号に掲げる財産をいう。以下本條中同じ。及び物品で、国家地方警察に不必要で当該市町村が警察を維持するために必要なものは、国が無償で当該市町村に譲渡するものとする。但し、土地は譲渡しないものとし、当該市町村警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

市町村が警察を維持しないこととなつた場合には、その日においてもつばら警察の用に供されていた当該市町村所有の財産及び物品で、当該市町村に不必要で国家地方警察に必要なものは、当該市町村が無償で国に譲渡するものとする。但し、土地は譲渡しないものとし、国家地方警察は、無償でこれを使用することができるものとする。

国家地方警察又は市町村警察の責任の転移があつた日において、当該区域内で、国家地方警察又は当該市町村警察が他の機關と共用している国又は地方公共団体の建物は、前二項の例により、それぞれ当該市町村警察又は国家地方警察が無償でこれを使用することができるものとする。

第一項又は第二項の規定により市町村又は国が取得する財産に伴う負債があるときは、その処分については、相互の協議により、これを定める。前各項の規定の適用について争があるときは、国家地方警察本部長官又は市町村長の申立に基き、内閣総理大臣がこれを決定する。第六十七條の三 第四十條第二項の規定により告示された町村が、同條第三項の規定により警察を維持しないこととなつた場合においては、警察を維持しないこととなつた日における当該市町村警察吏員の数を、第四條第一項の定員外の国家地方警察の警察官として置くことができる。

本則中第六十八條の次に次の一條を加ふる。第六十九條 第五十五條の二第二項及び第六十四條第三項の規定により国庫が負担する費用の範囲は、次の通りとする。一 旅費(国家地方警察の警察職員に對する旅費支給の例によつて計算した額)二 交通機關の借料三 交通機關の燃料費四 借用した建物、器材及び物件の借料(旅費を支給したときは、宿泊に要した施設及び寝具の借料を除いた額)五 職務遂行のために消費した各種の消耗品の費用六 出動に直接起因した交通機關、建物、器材及び物件の破損部分の修繕費

附則第七條第二項第四号中「第四十六條第三項但書第三段の」を削り、同條第六項中「第十九條第一項」を「第十九條」に改める。

附則第九條を次のように改める。第九條 削除 附 則 1 この法律は、公布の日から施行する。 2 この法律施行の際現に存する北海道公安委員会は、警察法第二十条第一項後段の規定により公安委員会を置く措置が完了するまでの間、なお引き続き存続して、同項に規定する道公安委員会として、その事務を行ふものとする。 3 昭和二十六年九月三十日までには、警察法第四十條の二第六項に規定する報告があつた場合においては、同條第八項の規定にかかわらず、警察維持に關する責任の転移は、同年十月一日に行われるものとする。 4 市町村警察の職員である者が、当該市町村において警察を維持しないこととなつたことに伴い、引き続き恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員である国家地方警察の職員となつた場合において、その者が市町村の退職年金に關する條例の規定による退職給付を受けないときは、同法の規定の適用については、その者が市町村警察の職員として引き続き在職した期間同條に規定する公務員として在職していたものとみなす。この場合においては、警察法附則第七條第二項の規定は当該市町村警察の職員の範囲について、同條第三項の規定は恩給法第十九條に規定する公務員とみなされる場合の区分について、それぞれ準用する。

5 經濟調査庁法(昭和二十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。第三十條中「都道府県警察長」を「都道府県国家地方警察隊長」に改める。 6 古物営業法(昭和二十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。第二十条中「警察長」を「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察長」に改める。 7 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。第二十一条中「警察長」を「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察長」に改める。 8 行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。第二條に次の二項を加ふる。

5 国家地方警察の警察官で、管区警察学校及び警察大学校に在籍する者は、五千人を限り、第一項に定める職員の定員の外に置くことができる。 6 警察を維持する町村が警察を維持しないこととなつた場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該町村の警察職員を、予算の定める範囲内において、国家地方警察の職員として置くことができるものとし、この場合における職員の定員は、政令で定める。

6 警察を維持する町村が警察を維持しないこととなつた場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該町村の警察職員を、予算の定める範囲内において、国家地方警察の職員として置くことができるものとし、この場合における職員の定員は、政令で定める。

警察法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔前尾三郎君登壇〕

○前尾三郎君 たいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案につき、その内容及び地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、本改正案の内容につき、そのおもな点を御説明いたします。

まずその第一は、現行法におきましては国家地方警察の警察官の定員を三万人以内と定めておりましたのを、管区警察学校及び警察大学に在籍する者は、五千人を限つて定員外に置くことができることにしたことであります。

その第二は、自治体警察の区域内における治安上重大な事案につき、やむを得ない事由があると認めまするときは、都道府県知事がその事案を国家地方警察に処理させるよう、当該都道府県公安委員会に要求することができることにしたのであります。

第三は、従来総計九万五千人のわくに従つて、個々の自治体警察には警察吏員の定員がきめられていたのであります。が、今回その総体のわくをはずしますとともに、各自治体の警察職員は、それらの市町村が、その地方事情に応じて自由に決定することのできるようにしたことであります。

第四は、現在人口五千以上の市街的

町村は、市と相並んで自治体警察を維持することになつておりますが、町村については、住民投票によりまして、警察を維持しないことができ、また一旦維持しないこととした後も、二箇年を経過いたしますならば、再びこれを維持することができる道を開いたことであります。

第五は、現在各警察は、それらその管轄区域内で行われた犯罪、その管轄区域内に始まり、または及んだ犯罪についてのみ管轄区域外においてその職権行使が認められていたのを改めまして、さらにこれらに関連する犯罪についても管轄区域外に職権を行ひ得ることとしたことであります。

第六は、現行法では国家地方警察が自治体警察を援助する場合のみを規定してゐるのであります。が、自治体警察も、要求があつたときは国家地方警察または他の自治体警察の援助に當ることができるとを明定したことであります。

第七は、現在各警察相互間の犯罪に關する情報の交換は、相互協力義務の規定の運用として事実上行われて来たのを、新たに法的に義務づけたことであります。

以上のほか、都道府県及び市町村の公安委員の資格要件を幾分緩和したこと、自治体警察の職員が、国家地方警察の要求により、または国家非常事態布告の場合、その区域外に出動したと

きに直接いりました費用及びこの場合の職員の公務傷病の補償について国庫負担とすることを明らかにしたこと、その他若干の改正が加えられてゐるのであります。

以上が本法案の概略であります。が、御承知のごとく、現行警察法は、わが国の警察制度を根本的に改革して、警察運営の民主化とその地方分権化をおもなる目標とする画期的な立法でありまして、昭和二十三年三月施行せられたものであります。が、その実施後の実績に徴しますと、特に国際情勢や社会情勢の変化に伴い、幾多改正を加える必要が生じておるのであります。従つて、本委員会としまして

も、特に警察小委員会を設けて、警察制度改正をめぐる諸問題を研究調査して参つたのであります。が、政府も、現下の治安の実情に即しまして、警察力の強化並びにその運営の能率化を行うため、今回政府案を提出するに至つたのであります。

本改正案は、五月十一日、本委員会に付託となりましたので、翌十二日提案理由の説明を聴取し、連日委員会を開いて熱心な質疑応答を行い、その間、五月十七日には法務委員会との連合審査会があり、さらに翌十八日には公聴会を開いて意見を聴取するなど、慎重審議を進めたのであります。委員

会並びに連合審査会における質疑応答、公聴会における公述人の意見などは

は会議録についてごらんを願うことにいたしました。ここには委員会の論議の主要な論点二、三を御紹介申し上げます。たいと思つております。

まず総括的に論議せられました点は、今次の改正案の趣旨は、自治体警察が諸種の欠陥を現わしていることを理由に、その権限や管轄範囲を縮小し、国家地方警察の権限を強化し、その地位を確立せんとするものではないか、また弱小自治体警察の欠陥とされるものの多くは、従来国が当然講ずべき育成を怠つた結果であつて、たとへば財政的裏づけを強化し、または各自治体警察の連絡、指導に當るべき中央機関を設置するなど、自治体警察の弱点を糾明し、これを救済する方策がとられるべきではなかつたか等でありま

す。これに対して政府は、警察民主化や地方分権化の根本方針はあくまで堅持してゐるのであつて、今回の改正も、いたずらに自治体警察を圧迫するものでなく、むしろこれを指導助成する趣旨によるものである、たとへば国家地方警察の自治体警察に対する応援協力の規定を整備し、応援費用を国庫負担とした点などは、国家地方警察の補完的な役割を強めることによつて自治体警察の強化をはかつたものである、地方財政平衡交付金についても、今後ともその増強に努力するつもりである、ただ警察の地方分権ということについては、そこにおのずから限界が

あるのであつて、全体としての警察力強化の要請から考へて、あまりにも小規模な自治体警察は、その能率の面から、また経済性の面から非常な欠陥を示している、この際住民の意思に基いて国家地方警察に改編することはやむを得ない措置と考へる、と答弁してゐるのであります。その他、警察予備隊と本求の警察との関係、国家地方警察の増員並びにこれに対する予算措置の問題など論議せられたのであります。

次に逐條的な論議で問題とせられましたその一は、第二十條の二に規定せられた都道府県知事の要求権の問題であります。これに對しましては、平素警察法上何らの権限を有しない、従つて情報収集等の下部機構を持たない知事が、いかにして事案の適正な認定をなし得るか、またかような機

い範圍の治安に影響を及ぼすべき場合で、国家地方警察が出勤するほか他に手段なきことを信するに足る十分な理由がある場合に限りるのであること、なおこの場合の具体的事案を列挙しなかつたのは、かえつてその場合を小さく限定する趣旨であること、知事は公選による民主的機関である上、右の要求を行つたときは、事案の処理終了後、都道府県の議事に報告して、その批判を受けることとなるので、権利の濫用のごときはあり得ないことなどを答弁しているのであります。

第二点としては、第四十條以下の規定で定めたる人民投票による自治体警察廃止並びにこれに伴う問題であります。すなわち、その廃止の手續を住民投票によることがはたして必要であるか、町村議会の議決で足りはせぬか、また廃止せられた警察の職員の身分は保障せられるか等が論ぜられたのであります。政府は、警察権は自治権の本質的な一部として地方自治団体の固有の事務であるから、その存廃はきわめて重大であり、住民の十分な理解に基づき決定されるべき事柄である、従つて住民投票によることが妥当であり、これは憲法の原則にもかなうものである。また廃止される警察の職員は全員を国家地方警察の定員に繰入れるものであつて、待遇等も均衡を失しない限り従来のもを尊重する等の点を答弁いたしてゐるのであります。

さらに、人口五千未満で、独立して警察を持ち得ない町村が、共同して、あるいはすでに自治体警察を有する隣接市町村と相結んで組合警察を持つことのごときも、民主警察育成の見地から考慮せらるべきではないかという趣旨の質問があつたのに対しまして、政府は、現在のところ、すべての警察が自治体警察でなければならぬとする原則をとつては、ないのであつて、国家地方警察と自治体警察とは表裏一体をなして、前者の補完的役割のもとに両者共存するのである、従つて、前者の規模を極度に縮小して、そのよつて立つ基礎を失わせるような改革には、にわかには賛成しかねる旨を答へてゐるのであります。

すなわちその第一点は、人口五千未満の町村で自治体警察を持ち得ない町村であつても、市または警察を維持する町村と組合を組織して共同で警察を維持できることとしたこと。

第二点は、改正案中第二十條の二の知事の国家地方警察の出勤要求権の行使に關して、都道府県公安委員会の勸告に基くことを必須條件とするより改めたこと。

なお警察費用の問題に關し、特に地方財政平衡交付金における警察費の単価引上げの必要が強調せられたのであります。政府は、自治体警察が国家地方警察に移管せられる分については、経費において地方財政平衡交付金から転用しようとする当初の方針がえられて、そのまま平衡交付金中に保留されることになつたことを明らかにし、この部分を平衡交付金算定上の警察費単価の引上げに充当すべく努力する旨を答弁してゐるのであります。

第三点は、別に一章を設けて、国家地方警察と自治体警察及び自治体警察相互の連絡の機関として、総理府に委員十人よりなる公安委員中央協議会、都道府県に委員六人よりなる公安委員地方協議会を置くことを規定したこと

委員会は、修正案に關する趣旨弁明を聴取した後、修正案並びに原案について討論を行いましたところ、自由党を代表して大泉委員より修正案に反対、原案に賛成、国民民主党を代表して床次委員より修正案を含む原案に賛成、日本社会党を代表して久保田委員より修正案、原案ともに反対、日本共産党を代表して立花委員より同じく修正案、原案ともに反対のそれぞれ討論がなされました。ついで採決を行いましたところ、修正案は賛成少数をもつて否決せられ、多数をもつて原案を可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本慎行君) 本案に対しては、床次徳二君外三名から成規による修正案が提出されております。この際修正案の趣旨弁明を許します。床次徳二君。

警察法の一部を改正する法律案に對する修正案(床次徳二君外三名提出)

警察法の一部を改正する法律案に對する修正

警察法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十條の二第二項中「治安維持上重大な事案につきやむを得ない事由がある」と認めるときは、「」の下に「都道府県公安委員会の勸告に基づき」を加え、同條第四項を削り、第五項を第四項とする。

「第四十條の次に次の一條を加える。」を「第四十條の次に次の二條を加える。」に改め、第四十條の二を第四十條の三とし、同條の前に次の一條を加える。

第四十條の二 前條第二項の規定により告示された町村以外の町村は、同條第一項の規定にかかわらず、市又は警察を維持する町村と組合を組織して共同する場合において、その区域内において警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずることができる。

前項に規定する組合については、これを地方自治法第二百八十四條第一項に規定する一部事務組合とみなし、同法の規定を適用する。

第一項の規定により警察を維持することとなつた町村は、その組合から脱退した場合又はその組合が解散した場合には、警察を維持しないものとなり、又、当該町村の住民投票によつて警察を維持しないことができる。

前條第二項の規定により告示された町村以外の町村が警察を維持することとなつた場合は警察を維持しないこととなつた場合(住民投票によつて警察を維持しないこととなつた場合を除く)については、第四十條の三第六項及び第七項の規定を准用する。

第四十條の三第一項中「前條第三項」を「第四十條第三項又は前條第三項」に改める。

第六十四條の改正規定の次に次のように加える。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 公安委員協議会 第六十六條の二 国家地方警察と自治体警察及び自治体警察相互の連絡を図るため、総理府に公安委員中央協議会を置く。

公安委員中央協議会は、必要がある場合には、内閣総理大臣その他の関係機関に對し意見を申し出ることができる。

他の関係機関に對し意見を申し出ることができる。

公安委員中央協議会は、左に掲げる者につき内閣総理大臣の任命した委員十人をもつて組織する。

- 一 国家公安委員 二人
- 二 全国の都道府県公安委員の連合組織がその代表者として推薦した都道府県公安委員 三人
- 三 全国の市町村公安委員の連合組織がその代表者として推薦した市町村公安委員 五人

公安委員中央協議会の委員は、非常勤とする。

公安委員中央協議会に、その事務を処理させるため、政令の定めるところにより、事務部局を置く。

前五項に定めるものの外、議事の手続その他公安委員中央協議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十六條の三 都道府県国家地方警察と自治体警察及び自治体警察相互の連絡を図るため、都道府県に公安委員地方協議会を置く。

公安委員地方協議会は、必要がある場合には、都道府県知事その他の関係機関に対し意見を申し出ることが出来る。

公安委員地方協議会は、左に掲げる者につき都道府県知事の任命した委員六人をもつて組織する。

- 一 都道府県公安委員（北海道にあつては、道公安委員の連合組織がその代表者として推薦した道公安委員） 三人
- 二 都道府県の市町村公安委員の連合組織がその代表者として推薦した市町村公安委員 三人

公安委員地方協議会の委員は、非常勤とする。

公安委員地方協議会の事務を処理させるため必要がある場合には、政令の定めるところにより、その事務部局を置くことが出来る。

公安委員地方協議会及びその事務部局に要する経費は、当該都道府県の負担とする。

前六項に定めるものの外、議事の手続その他公安委員地方協議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十七條の三中「第四十條第二項の規定により告示された町村が、同條第三項の規定により」を警察を維持する町村が」に改める。

附則第三項中「第四十條の二」を「第四十條の三」に改める。

附則に次の一項を加える。

9 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中「国土綜合開発審議会」の項の次に次の一項を加える。

公安委員中央協議会	警察法（昭和二十二年法律第九十六号）の規定により国家地方警察と自治体警察及び自治体警察相互の連絡を図ること。
-----------	--

〔床次徳二君登壇〕

○床次徳二君 たいだいま提案せられまして警察法の一部を改正する法律案に對しまして、私は国民民主党を代表いたしまして修正案を提出いたしますとともに、修正せられました部分を除いた原案には賛成するものであることを明らかにいたしたいと思ひます。修正案は、すでにお手許に配付せられた議案によつてごらんを願うことといたしまして、朗読を省略させていただきます。簡単に修正案に對する要旨を説明申し上げ、あわせて原案に對するわが党の意見を申し上げたいと存じます。

御承知の通り、わが党は、かねてより内外の情勢にかんがみまして、すみやかに国内治安の維持を強化するとともに、わが国の自衛力を確立することを必要と存じまして、これを強調しておりました。なおこの一環といたしまして警察力の整備充実を唱えておるのであります。しかして、わが党の主張するところの警察力の充実、あくまで警察運営の民主化と、なお地方分権の民主的警察制度を主張し、民主警察の精神を尊重しつつ、その強化、能率化をはからんとするものでありまして、右方針に基きまして、すでに根本的改正案につきまして成案を得ておるのであります。今日この法案の案現をはかることは、会期の都合上困難と考へますので、とりあえず政府の提案せられたところの案に對しまして、そのおもなる欠陥と認められまする三点に對して修正を加えまして、われわれの主張するところの民主警察の確保、治安強化の一翼に資せんとするものであります。

修正案の第一点につきましては、いわゆる弱小自治体警察の整理によつて警察力を強化するのほかに、自治体警察の統合強化の方策をも追加せんとするものであります。政府の原案によりますならば、人口五千以上の市街的町村は、その美情にかんがみまして、住民投票によつて自警を廃止することを認めたのであります。これは国警中心の考えであり、またきわめて消極的な方途であると同時に、自治警察の発展をも阻害するおそれが認められますので、今回修正によりまして、さらに自治警察をより積極的に強化するの道を開かんとするものであります。これのために、現在の自治警察を維持する市町村は、さらに組合組織によりまして、隣接町村と共同して、一層充実したところの、より強化せられた自治体警察を維持することを得るようにした

のであります。これによりまして、弱小自治体警察を解消するばかりでなく、また能率化のために民主警察を犠牲とすることなく自治警察の強化を期待し得るものであります。かく修正いたしました初めて国警中心化を避けまして、真に民主警察の増強の契を上げ得るものと確信いたすものであります。

第二点は、治安維持上重要な事案に關し、知事が都道府県会の公安委員に要求いたしましたして、地方警察をして処理せしむることを得るといふ規定に關する修正であります。かかる処理方法を認めますことは、現下の治安対策といたしまして必要であることを認めるのであります。知事が、まず十分治安に關し責任を有するところの都道府県公安委員会の勧告を受けました後に、一般行政的広い見地に立ちまして、第三者的立場において冷靜かつ公平に判断いたしました後に、国警を発動せしむる方がより適切と信ずるものであります。ことに修正によりまして、今後公安委員の連絡協議会等が設置せられますならば、委員会としても一層この趣旨に適応いたしましたところの勧告を行ひ得ることになるのであります。この規定の運営が一層有効適切なることを期待せられておるのであります。

修正の第三点は、自治体警察と国家警察の両公安委員の連絡を強化せんと

するものであります。今回の改正案では、警察活動の能率の向上のために、各警察相互間に、犯罪情報の交換、関連犯罪に対して管轄区域外における職権の行使、さらに相互援助を認めておるのであります。かんじんの公安委員に閉じましては、何ら両者の連絡の機会が認められていないのであります。この際、国家公安委員、都道府県公安委員及び市町村公安委員相互の連絡を円滑ならしめ、治安対策に遺憾なからしむるために、総理府並びに都道府県にそれぞれ、公安委員協議会を設けることにいたしましたのであります。今後公安委員をして従来より一層有効に活動せしめ、治安上大いに寄與せしめることを期待しております。

修正の点は以上であります。この際政府の案に対してわが党の要望を明らかにいたしました。今後の本法の施行に遺憾なきを期したいと存じます。

第一点は、自治体警察につきましては、政府は地方財政平衡交付金中、標準警察費の単位費用を増額し、もつて運営の改善と質の向上をはかり、真に自治体警察をしてその機能を発揮せしむるに遺憾なきを期せられたいのであります。今回の改正によりまして、十名程度の職員の弱小自治体警察は漸次整理せられることは当然であります。が、元来自治体警察に對しましては、平衡交付金は職員一人当りおよそ十六万二千円でありまして、しかも実際は

二十万以上も必要といたしておるのであります。市町村は、自治体警察を維持するために、職員一人当り四、五万円以上の負担をしておるのであります。この事實は見のがすことができないと存じます。これに對しまして、国家警察につきましては、地元町村においてははまつた負担をいたさなければかりでなしに、二十万円以上国庫より支出をいたしておられますことを考えます。自治体警察と国家警察との間に著しい差別が行われておるのを見るのであります。これはまことに不合理であると存じます。政府は自治体警察に對しまして、はたして十分な認識を持つておるかどうかという点を疑わざるを得ないのであります。今回の改正にあたりましては、往々にして自治体を窮乏に陥れました後に、自治体警察を維持することを不可能ならしめ、しかしてこれを国警に併呑するかのとき印象を興えることもなきにしもあらずであります。今後はすみやかに標準警察費の増額を行ひまして、自治体警察をして真に民主警察の特色を発揮することを得せしむるよう地方財政平衡交付金の増額を実現すべきものであります。これは單に政府の答弁のみにとどまらず、その実現に對して十分な責任を持たれたいのであります。

第二は、今回の改正に伴うところの予算措置をすみやかに実行せられると

ともに、地方に對する悪影響を避くるがごとく努めてもらいたいのであります。政府案によりますならば、自治体警察の国庫警察への移譲に伴ひまして経費の増額が予想されるのであります。今日その所要予算の計上がないばかりでなしに、国警の定員増加に對しておらないのであります。かかいたしておらないのであります。かかるとは、はなはだ不都合でありまして、すみやかに予算措置を講ぜられる必要があるのであります。なお自治体警察の廃止によつて地方財政平衡交付金を減ずることが絶対にならないことを予てに弁明しておられるのであります。今日までの地方財政の運用から見ますと、まことに遺憾の点が少ないことを私ども見しております。で、あらかじめこれに對しては十分なる注意を喚起いたしますとともに、なお所要の経費に對しましては、すみやかに追加補正予算を提出せられんことを要求するものであります。

第三点は、警察能力の向上のために、警察職員の質の向上という見地より見まして、国警並びに自警の人事の交流に對しましては、十分今後とも積極的な配慮を要望するものであります。

第四点、将来の警察力の向上は、いたずらに人員の増加よりも、警察官の素質の向上と、装備の充実によることに努められなければならないと存する

のであります。現状より見ますと、この点はおお遺憾の点が少くないことを信ずるのであります。なお今回の改正によること箇所の定員の配置に關しましては、内外の情勢にかんがみまして、真に遺憾なき配置を実現せられたのであります。なおその素質の向上と訓練に關しましては一層の努力を要するのであります。なお自治体警察の職員は、今回の改正に伴ひまして国警に移管せられる場合におきましては、一応その身分は保障せられるのであります。なお今後自治体警察として残ります者に對しましては、あるいは住民投票によりまして、これが国家警察に移るかもしれないという懸念にもさらされておるので、これがために自治体警察の能率の低下が生じないごとく常に配慮を要望するものであります。

以上、大体わが党の態度を明らかにいたしましたのであります。要は、今日の情勢にかんがみまして、すみやかに警察力を増強することにあるのであります。しかも、これが民主的警察の精神を維持し、これを実現するといふことに要点があると存じます。何とぞ修正案に關しましては、各位の御賛成を要望するのであります。

なおこの際一言申し上げますが、修正案が御賛同を得られなかつた場合におきましては、遺憾ながら政府の原案に對しては反対せざるを得ない立場

にあるといふことを申し添える次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これより討論に入ります。河原伊三郎君。

〔河原伊三郎君登壇〕

○河原伊三郎君 私は自由党を代表して、ただいま議題となつております警察法の一部を改正する法律案に對しまして、國民民主党の修正案に反對し、委員長報告の通り原案に賛成の討論を行わんとするものであります。

現行警察法は、終戦後のこんとん時代たる昭和二十三年に制定されたのであります。形式的な警察の民主化に重きを置き、警察の機能能率に關する点、社会の実情との調和の点など、重要な面が閑却されたきらいがありまして、制定の当初から、世論のきびしい批判を受けておつたものであります。近く独立日本が新しく生れようとする今日、三年余の経験、実績にかんがみて本改正案の提出を見ましたことは、まことに時宜を得たものといふべきであります。

賛成の第一点は、本改正案が、警察民主化の本義にのつとつて、虚心坦懐、すなわち世論に聽従して立案せられておる点であります。すなわち、弱小町村におけるきわめて小規模なる自治警察は、警察機能の点からも、警察職員の進級、榮進という人生観から来る士氣の点からも、また町村財政の面からも多大の難点を持つているので

ありますが、町村住民の自由意思に
よつて国家警察へ返上できる道を
閉き、同時に再設置、新設、いすれ
も住民の意のままになるようにいた
し、さらに市町村各自治体警察全体を
通じて定員の制限をまつたく撤廃し
て、増減ともに当該市町村の自由によ
らせることにいたしましたことは、警
察の民主化に徹した措置といふべきで
ありまして、大いに賛意を表するゆえ
んであります。

賛成の第二点は、現行法の最大の欠
陥を是正して能率の増進をはかつた点
であります。戦後の警察は、戦前の警
察に比較して人員は著しく増加され
が、能率は逆に不足はだしく低下し
た、これがために兇悪犯罪が所在に頻
発し、検挙率もさがる低いというの
が世論であります。これは戦前戦後の
社会情勢の変化といふことも見のがせ
ないことではあります。警察の組織
をこまかく碎いて、ばらばらに分解
し、しかもそれらの自治体警察がおの
おの孤立的で、相互の連絡、協調、協
力の道がとぎやれているということが
最大の原因をなしていると思われら
るであります。本改正案は、この欠陥を
抜本的に是正し、相互連絡、相互援助
の緊密化をはかり、事情によつては他
の警察の領域においても捜査、検挙が
できる道を開いたことは、最も適切な
改正であります。警察活動の活発
化、能率の増進上大なる効果をもたら

すことを確信するものであります。
(拍手)

賛成の第三点は、治安維持上重大な
事案について、やむを得ないと認めら
れる場合は、都道府県知事が臨機の手
を打つ道を開いたことでありまして、
住民の直接投票によつて最も民主的に
選ばれた知事、常に県会の監視を受け
ておる知事にこの権限を持たせること
は、治安の実質上にも、住民に與える
安全感の上にも、効果の大きい良案と
考へる次第であります。その他にも若
干の改正が加えられていますが、特に
指摘するほどのこともない、当然また
は妥協な改正で、本改正案の全体を通
じて原案に賛成するゆえんであります。

なお国民民主党の修正案を不可とす
る理由を述べますれば、第二十條の
二、都道府県知事に関するものは、責
任の所在をあいまいにするばかりでな
く、いたずらに手続を煩雑にするもの
であります。迅速を要するがとき
であります。また、非常なる手落ちを
来すおそれなしとしないのでありまし
て、まつたく有害無益の修正というべ
きであります。(拍手)中央地方にそれ
ぞれ公安委員協議会なるものを新設せ
んとすることは、無用の長物をつくる
以外の何ものでもないと思つるのであ
ります。組合警察の設置は、人口稀薄
な農村も広く自治体警察に持つて行
うとする考へに立つといふべきであり

まして、現行警察制度の根本理念と相
いれないものであります。すなわち、
現行の国家地方警察は、国家警察、地
方警察の二つの性格、二つの機能を一
つの国家地方警察が持つておるもので
あります。すなわち地方警察は、いわ
ゆるいな警察で、国家警察の面は臨
機応変、機動性を持つて各自自治体警察
に応援をして、補充の作用をなすとい
ふ二つの性格を持つておるものであり
まして、かようなことは、ひつきよう
この国家地方警察の性格またはその妙
味を破壊し去る、きわめて有害なる修
正意見と申さねばなりません。以上の
理由によりまして、国民民主党の修
正案には全部反対するものでありま
す。(拍手)

私は、本改正案の無修正成立によつ
て幾多の欠陥が是正せられ、ここに警
察制度の世評を清算して、生々はつら
つ、独立新日本の治安秩序の確保をに
なつて遺憾なく機能を発揮し、国民の
敬愛と信頼を集める、よりよき民主警
察の実現を期待いたしましたして、重ねて
強く原案に賛意を表する次第でありま
す。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 門司亮君。
門司亮君 僕は、日本社会党を代表
いたしましたして、ただいま上程されてお
ります警察法の一部を改正する法律
案並びに国民民主党の提出にかかりま

する修正案に対して、反対の意見を申
し述べたものであります。(拍手)

両案に反対をいたします前に、現
在の自由党の問題に関する行政の関
係において一言申し上げておきたいと
思ふのであります。それは大橋法務総
裁の現在の地位であります。すなわ
ち、憲法の第四章第四十一條には、明
らかに立法の権限を国会に與え、さら
に第五章の第六十五條におきまして
は、行政の権限は内閣にあると規定い
たしておるのであります。さらに第六
章の第七十六條によつて、最高裁判所
は司法権を掌握しておる。さらに同第
七十七條によりまして、最高裁判所の
定める規定に檢察官は従わなければな
らないということが明記してあるので
あります。この憲法の三権分立の規定
は、明らかに民主政治、行政の基礎で
あるとわれわれは深く信じて疑わな
いものであります。しかるに、現法務総
裁であります大橋君は、一方におい
てこの司法権を掌握し、一方におい
てこの行政権に主管大臣としておられ
ます現在の地位に對しまして、憲法の
解釈上われわれは多大の疑義を持つと
いうことを、まず申し上げておかなけ
ればならないと思ふのであります。

(拍手)われわれは、過去数代の間に
おける日本の政治、行政が、ややつと
たしますならばファシズムの傾向に
陥らんといたしておるときに、
一方において司法権を握り、一方にお

いて警察行政権が、たとい法律の上に
おいて指揮命令の権限はないといはし
ましても、政府に對していろいろ進
言をし、さらに企画立案する立場にあ
るといふことは、明らかにこの二つの
問題を混同したものであるといふこと
を申し上げなければならぬのであり
ます。従つて、自由党のこのファシズ
ムの性格を遺憾なく現内閣は暴露して
おるものであるといふことを、はつき
りと申し上げなければならぬと思ふ
のであります。(拍手)私は、かくのご
とき見地に立つて、今回提出されてお
りますこの警察法一部改正法案の逐
條にわたりました、きわめて簡單では
ございませぬが申し上げたいと思ふの
であります。

すなわち、その第十九條に定めてお
ります、管区学校並びに警察大学に
在学中の者約五千を、第四條に規定す
る三万の定員のほかに置くという規定
であります。これは警察学校におり、
さらに警察大学におります者は、明
らかなる、きわめて優秀なる警察官で
あつて、いつ何とぞといへども十分出
動し得る機能と資格を持つものである
といふことは、諸君も御承知の通りで
あります。(拍手)従いまして、この規
定は、第四條に規定された三万の定員
を、明らかに五千増員するといふ規定
であつて、欺瞞もはなはだしいもので
あるといわざるを得ないのでありま
す。

さらにその次の第二十條に規定いたしておきます。知事の、重大なる治安維持のために、公安委員を通じて国警の出動を要請することができるといふ権限であります。この権限は、事態の内容だけを見ますれば、あるいは妥当性があるかのような形は示しておきますが、昭和二十二年九月十六日の、マツカーサー元帥から時の内閣総理大臣にあつた警察法改正に対する書簡の内容を見ても、いかに、いかなる事態があるといふことも、日本の警察制度を再び中央集権的のような状態にもどしてはならないといふ意味は、はつきり明記してあるものであります。

従いまして、この趣旨と、この要領にのつとつた今日の警察権の行使が——しかも警察に對しまする権限と、さらに十分なる情報を把握いたしますところの何らの組織の上に立つていないその知事が、きわめて重大なる治安に對して、ただちに国警の出動を命ずるといふことは、一面知事にきわめて大なる警察権を付與するのと同じである。すなわち警察権の中央集権化であるといふことをいわなければならぬと思ふのであります。それと同時に、いわゆる事案があると考へられておりまする当該自治警察に對し、公安委員会に對し、あるいは首長に對しまして、何らの連絡も、何らの話合ひもしないで、ただちに知事の認定によつて國家警察が出動して参りました、その区域内に

おいて権限の行使をするといふことは、明らかに当該市町村の自治権の侵害であるといわなければならぬのであります。今日、日本の眞の民主主義の建前といふものは、地方自治体の完全なる自主的自律性である。これが日本の民主政治の重要な点であるといふことは、これまで憲法の九十二條に規定してある通りであります。しかるに、この自主的自律性が、かくのごとき角度から侵害されるということになつて参りますならば、この規定は明らかに自治権の干犯であるといふことを申し上げても、私は決して過言ではないと思ふのであります。

その次に問題になつて参りますものは、四十條の、地方の弱小自治警察を住民の意思によつて國家警察に吸収するといふ條項であります。この條文は、一見民主的のようにも見えて参りますが、先ほど申し上げましたように、眞に日本の民主化をはかろうとすし、眞に日本の警察行政を民主化することのためには、地方の住民はその責任において治安を確保すべきであるといふことは、これまでマツカーサーの同書簡の中に明記してある事実であります。こう考へて参りますと、われわれは、この地方におきますと、たゞ然これの維持のできなない欠陥を指摘いたしまして、これを十分に補足して、いわゆる弱小警察の育成助長がまずな

されなければならぬと思ふのであります。すなわち、多く申されて参りますような財政の問題、あるいは犯罪の科学的捜査、あるいは機動性、あるいは住民みずからの責任においてみずからの治安を維持するといふこの民意の高揚等に対しては、何らの処置が今日まで講ぜられていないのであります。しかし、育成助長といふことを忘れて、ただ單に弱小であるからこれを國家に吸収する、その手段の一つとして住民投票によるといふことは、明らかに民主主義の冒瀆であるといふことを考へておるものであります。(拍手)われわれは、かくのごときことに對しましては十分警告を發したいと思ふのであります。

さらにその次に書いてありますものは、いわゆる住民の意思の決定において、地方議會の諸般の情勢と地方的要求に應じて、警察官を適宜に増員あるいは減員することができるといふ規定が設けてあるのであります。従つて、この條項によつて、現在きめられておられます九万五千の地方自治体の警察官のわくは、くずれて参るのであります。このことを考へて参りますならば、現在施行令第二條の別表にありまます警察官の定員を換算して参りますならば、現在九万五千の自治警察は、明らかに十二万にふえて参るのであります。詳しい数字を申し上げますならば、三万二千百一十一名の増員

が當然行われなければならない。そのうちで八大都市に含んでおられます二万三千が、かりに現状維持として増員をしないといつたとしても、八大都市を除く市以上が、かりに現状のまま増員するといつたしますならば、私は明らかに八千名の増員が行われ得ると思ふのであります。しかいたしまして、この八千と管区学校その他にありまます五千名が定員外となつて参ります。双方合せて参りますならば、約一万三千の警察官が現員十二万五千に加へられて参ると思ふのであります。一万三千の警察官が、かりにふえて参るといたしますならば、ここに警察官一人当たり二十万ないし二十三方の費用を計上いたしておられますので、明らかに三十億内外の予算を必要として参るのであります。(二)予算をどうするのだと云ふ者あり(今回この警察法の改正によつて、国、地方を通じて三十億の予算を要求しなければならぬといふことは、これもまた國民の血税にまたなければならぬといふことでもあります。現在ですら、國民は非常に税の重圧に悩んでおりますときに、この警察法の一部改正によつて、国、地方を通じて三十億の予算を要求するといふことが、はたして妥当であるかどうかといふことであります。

諸君は、今、予算をどうするかと言つていますが、予算をどうするかといふことは、諸君に聞きたいのであります。

自由党の諸君に聞きたいのであります。(拍手)われわれは、この予算的処置を伴わない、いたゞらるる増員に對しては、将来の問題といたしまして、も當然反對をしなければならぬ。諸君は、架空の申し上げをするか、予算を伴わない人員の増加を決議するといふことは、私はきわめて不見識であると思ふのであります。(拍手)われわれは、この三十億の予算を、あるいは地方財政平衡交付金によつて地方に配付し、あるいは國家予算においてこれをまかなわなければならないといふことが、この問題に對する一つの大きな反對の理由であるといふことを、十分に知つていただきたい。

さらに、民主党から出て参りましたこの修正案であります。その中で、私どもがいまだに黙然とし得ざるものは、いわゆる自治警察をこしらへることのために組合警察を組織することができるという遠いことができます。一方におきましては、地方自治法の二百八十四條によりまますならば、なるほど一部事務組合といふものは當然できるものであります。今日の自治警察の制度といふものは、町村固有の事務と、われわれにはいまだ考へられないのであります。もしこれを町村固有の事務として事務警察ができることといたしますならば、この原案にありまますところの自治警察を國警に委譲するといふ

ことに非常に大きな矛盾を感じざるを得ないのであります。この矛盾に對しましては、何らの解釈がされていらないのであります。従つてわれわれは、かくのごとき法案、かくのごときものとの間に十分の了解と十分の解釈の成り立たないような修正案に對しましては、また反対の意思表示をするものであります。

最後に、警察法の一部を改正する法律案を政府は提出して参つたのであります。私は、日本の警察制度に對しましては徹底的の改革を要求し、徹底的の組織の改善をはからなければならぬと思つてあります。すなわち警察予備隊と警察との関係、この関係は、いまだに釈然としたものもなければ、はつきりとした法律もない。日本の警察制度を改正し、警察法を改正せんとするならば、この警察予備隊と警察との結びつきをはつきりしない限りにおいては、いつまでたつても日本の警察というものが明瞭にならないといふことを、私ははつきり申し上げなければならぬのであります。軍隊にはとんどひとしいような性格を持つこの警察予備隊と、純然たる行政警察である現在の警察との関連をいさしく明確にいたしますると同時に、日本のすべての治安、すべての警察制度を改革することが最も緊急であり、必要であると考えておりますが、政府は、この點に對しては根本的に改革する意思が

ないといふことを委員会において表明されておりますが、これは私は、政府としてはきわめて無責任な放言だと考へておるのであります。私も、この點を強く要求いたしました。原案並びに修正案に對して反対の意思表示をするものであります。(拍手)

○副議長(若本信行君) 立花健男君、

〔立花健男君登壇〕
○立花健男君 私は、日本共産党を代表いたしました。ただいま議題となつております警察法の改正案並びに修正案に對しまして反対の意見を述べんとするものであります。

内外の反動勢力がアジアにおきまして必死になつて遂行いたして参りましたのは、日本の再武装であります。吉田内閣は、その忠実な手先として、あらゆる面において日本の再武装を推進して来たのであります。しかも彼らがすでに国内においてつくり上げましたところの再武装の成果は、まづたく歴大なものであり、世界の平和を脅かすものであることは、すでに世界周知の事実であります。

昨年十一月、ポーランドのワルソーにおきまして、第二回平和擁護世界大会が開かれましたが、全世界八十三箇國の代表は、國際連合に對しまして、日本再軍備反対の要請を決定いたしてあります。また本年二月ベルリンにおきまして開かれましたところの世界平和評議會は、日本問題の平和的解決に

對する決議を行いました。その中で、現在日本において進行しつつあるところの再軍備に對しまして、鋭く非難の決議をいたしておるのであります。その席上、中國代表郭沫若氏は、日本の再武装につきまして次の具體的な事實を指摘してあります。すなわち、戦前日本正規軍は十七箇師団、二十三萬の兵力を有し、当時の警察力は六萬五千であつた。現在日本は、正規軍という名稱は廃止されたが、そのかわり三種類の警察力がつくられ、この三種類の警察力の合計は二十萬の武装人員である。陸軍のほかには海軍がある。日本の海上保安力は約三百隻の艦艇を持つてゐる。朝鮮戦争勃發後、マツカサーは、海上保安庁の人員を八千六百人がら一萬六千人に増員することを吉田内閣に許可した云々。

日本の再軍備は、今や公然と、全世界の面前においてその正体が暴露され、全世界の平和を愛する人々の非難の的となりつつあるのであります。しかも吉田内閣は、以上指摘されたような武装勢力のほかに、鉄道公安官の武装、税官吏の武装、また全國數百萬に達しますところの消防団に對する防空、防火訓練の実施等々、あらゆるものを、あらゆる名稱のもとに再武装の方向に動員しつつあることは、もはやなれ知らぬ者はない事實であります。

吉田総理自身が、先般これら一切の武装勢力を統轄するところの、いわゆる治安省の構想を明らかにしているが、これは明らかに日本の國防省の創設を意味するものであります。警察予備隊が、かつてわれわれが指摘したごとく、實質上まつたく軍隊であることは、ワシントンにおけるマツカーサー自身の証言によつて何よりも明白であります。現在提出されております警察法の改正に、警察予備隊の問題が全然含まれていないといふこの事實は、警察予備隊が實質上警察でなくして軍隊であるといふことの完全なる証明にはかならぬのであります。

しかも、現在日本の全土をおおうのは外國の航空基地と航空網であり、さらに全國のほとんどのすべての重要港灣が軍事的に使用されつつあり、かつての陸海軍工廠のほとんどすべてが、今や軍需工場として復活されつつあることも、まされもない事實であります。吉田内閣によつてでつち上げられたところの日本武装勢力は、アジアに進出して参つたところの外國の巨大な軍事勢力と合して、今や明白に世界の平和の脅威となりつつあるのであります。ただいま提案されているところの警察法の改正法律案は、この世界平和への脅威をさらに一層拡大し、

以外の何もでもないものであります。日本の特徴は、民主主義と國際主義の仮面をかぶつて現われたこととあります。今回の警察法の改正もまた警察民主化の仮面のもとに提出されておるが、その内容はまつたく反動的、ファッショ的である。われわれは断じて賛成することができないのであります。

反対の第一点といたしましては、國家警察五千の増員の問題であります。この數字は、實は國民を欺瞞するところの見せかけの數字であります。國家警察の増員はおそらく二万以上に達し、少くとも法律上は無限に増員することができる仕組みになつておるのであります。大橋法務總裁は、この點に關しまして、國警の定員に二種類あることを認めておる。すなわち一つは、三萬五千の見せかけの定員であり、他の一つは、無限に増員できるところの、人民に隠された定員であります。自治警察九萬五千のわくをはずし、しかもこれを無制限に國警に吸収するのであるから、國警定員が無制限に増員することは、けだし當然であります。その結果として、世界の民主勢力が日本の警察定員として決定いたしましたところの十二萬五千のわくは跡形もなくはずされて、日本の有する武装警察力は無限に増加し得ることとなるのであります。これこそまさに世界の平和に對する重大なる脅威でなくして何でありませぬ。

反対の第二の點は、國家警察を自治警察の上位に置いて、前者は後者を指導し得ることとしたことは、かつての

の改正もまた警察民主化の仮面のもとに提出されておるが、その内容はまつたく反動的、ファッショ的である。われわれは断じて賛成することができないのであります。

内務省警保局によつて指揮命令されたところの

戦時中の日本が、軍事国家であつたと同時に警察国家であつたことを思い出すならば、今回の改正こそは

であると思はざるを得ないのであります。

反対の第三点は、かつて戦時中知事が持つておつたところの出兵請求権とまつたく同様の国家警察出動要求権を與えたことである。知事に対して、かかる独裁的権限を與えることと理由をいたしまして、政府は、ある地方においては、警察や公安委員会が住民側についてしまつて手がつけられない、こゝろいふふうな説明をしておるのであります。これこそまさに問うに落ちず語らに落ちるものであつて、この改正條文が地方住民断庄以外の何ものでもないことを証明しておるものと思ふのであります。また知事に対して、かかる権限を與えることは、市町村の自主性を侵害するものであります。このことは、同時にまた現在の吉田反動内閣のもとにおきましては、地方自治制度すら、もはや成立し得なくなりつつあるといふことの実証であります。

反対の第四点は、この改正案が何ら予算措置をすることなしに国会を通過せしめられようとしておる点であります。従つて國民は、本案によつて幾百億の増税を負担せねばならぬかは、ま

つたく知ることができないのであります。このことは、かつて東條軍閥が、国家予算を無視し、人民の負担を無視して膨大な軍隊をつくり上げたやり方と、まつたく同じであります。

最後に注意せねばならぬのは、政府は本改正案の提出と時を同じくいたしまして、昔の特高警察官多数を含むところの戦犯者の大量追放解除を断行せんとしていることでもあります。このことは、本改正案のねらうところ、がいかに恐るべきものであるかといふことを、最も明らかに人民に知らしめるべきであります。

以上述べましたごとく、政府の企てつつあるところのものは、警察民主化の仮面のもとに、人民断庄のための、また同時に

武力警察力増強以外の何ものでもないものであります。政府は、この本質をごまかさんがために、いわゆる間接侵略に備えるというデマを飛ばしておりますが、このデマの標榜のもとに自己の野望を達成せんとしているのであります。ところが、事實はまつたく逆であります。侵略とは一休何でありますか。侵略とは、一國が他國の人民の意思を武力をもつて断庄することであり、(拍手) 侵略とは、一國が他國の主権の自由なる意思決定を武力をもつて抑圧することであり、日本の完全なる自由と独立をばはむものは、ほかでもない、現在すでに

日本自身の中に内外反動勢力の手によつてつくり上げられつつあるところの、反人民的な、反民主的な武装勢力そのものであります。アジアの平和と独立を脅かしつつあるものは、わが日本の中につくり上げられつつあるところの、膨大なファッショ的武装勢力そのものであります。

吉田内閣は、単独講和を結ぶことによつて

——祖國日本の独立を脅かすところの日本の再軍備を一層強行せんとしておるが、これは決して日本國民の意思でもなければ、アジア各國の意思でもないものであります。日本の人民大衆は、単独講和こそは國際條約違反であり、従つて非法法であり、かつまた無効であることを知つております。唯一の正しい、合法的な講和は全面講和のみであることを知つておるのであります。今回政府が反動的改正法案を提出したことによつて、日本の人民大衆は、いよいよますます「單独講和こそが人民断庄の道であり、日本の植民地化の道であり、——への道であること」を、はつきりと確信するに至つたのであります。現在すでに四百万ないし五百万の勤労大衆が全面講和促進の署名運動に参加しておりますが、この運動は、今後さらに燎原の火のごとく燃え上るべきであります。日本共産党は、その先頭に立つて闘つとともに、明らかに單独講和の一環であるところの本

改正案に對しましては断固反對せざるを得ないのであります。

最後に、民主党的修正案は、本質的にはまつたく原案と同様でありまして、むしろ蛇足の部分が多いと考えまして、遺憾ながら賛成することを得ないのであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず床次徳二君外三名提出の修正案につき採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(岩本信行君) 起立少数。よつて床次徳二君外三名提出の修正案は否決せられました。

次に原案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を原案の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

公營住宅法案(田中角榮君外十六名提出)
○議事録司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、田中角榮君外十六名提出、公營住宅法案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられませんでした。

公營住宅法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員理事内海安吉君。

公營住宅法案
公營住宅法
目次
第一章 総則(第一條—第四條)
第二章 公營住宅の建設(第五條—第十一條)
第三章 公營住宅の管理(第十二條—第二十三條)
第四章 補則(第二十四條—第二十九條)
附則
第一章 総則
(この法律の目的)
第一條 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を建設し、これを住宅に困難する低所得者に対して低廉な家賃で貸付することにより、國民生活の安定と社会福祉の増進に寄與することを目的とする。
(用語の定義)
第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ

に御異議ありませんか。

れ当該各号に定めるところによ

一 地方公共団体 市町村及び都道府県をいう。

二 公営住宅 この法律により、地方公共団体が国の補助を受け

て建設し、その住民に賃貸する住宅及びその附帯施設をいう。

三 第一種公営住宅 政令で定める基準の収入のある者に対して賃貸する、政令で定める規格の公営住宅をいう。

四 第二種公営住宅 第一種公営住宅の家賃を支拂うことができない程度の低額所得者又は災害に因り住宅を失つた低額所得者に対して賃貸する、政令で定める規格の公営住宅をいう。

五 公営住宅の建設 公営住宅を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを含むものとする。

六 公営住宅の供給 公営住宅の建設及び管理をすることをいう。

七 共同施設 児童遊園、共同浴場、集会所その他公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設で政令で定めるものをいう。

八 共同施設の建設 共同施設を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを含むものとする。

九 事業主体 公営住宅の供給を行う地方公共団体をいう。

(公営住宅の供給)

第三條 地方公共団体は、常にその

区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

(国及び都道府県の援助)

第四條 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体に對して、公営住宅の供給に關し、財政上、金融上及び技術上の援助を與えなければならない。

都道府県は、必要があると認めるときは、市町村に對して、公営住宅の供給に關し、財政上及び技術上の援助を與えなければならない。

第二章 公営住宅の建設 (建設基準)

第五條 公営住宅の建設は、建設大臣の定める建設基準に從い、行われなければならない。

事業主体は、一団の土地に五十戸以上集团的に公営住宅の建設をするときは、これにあわせて共同施設の建設を、建設大臣の定める建設基準に從い、するように努めなければならない。

第六條 都道府県知事は、市町村長と協議の上、建設省令で定めるところにより、昭和二十七年以降の毎三箇年を各一期として、当該期間中の公営住宅の建設及び共同施設の建設に關する計画(以下「公営住宅建設三箇年計画」といふ)の資料を作成し、計画初年度の前年の五月三十一日までに、建設大臣に提出しなければならない。

建設大臣は、前項の規定により提出された公営住宅建設三箇年計画の資料に基いて、建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)第十條に規定する住宅対策審議会の意見を聴き、公営住宅建設三箇年計画案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定により閣議の決定を経た公営住宅建設三箇年計画の大綱を国会に提出して、その承認を求めなければならない。

建設大臣は、前項の規定による国会の承認があつたときは、遅滞なく、都道府県の区域ごとの公営住宅建設三箇年計画を定め、これを当該市町村長に通知しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による通知があつたときは、關係市町村長と協議の上、建設大臣の承認を得て、遅滞なく、市町村の区域ごとの公営住宅建設三箇年計画を定め、これを当該市町村長に通知しなければならない。

内閣は、昭和二十七年以降毎年度、国の財政の許す範囲内において、第三項の規定により国会の承認のあつた公営住宅建設三箇年計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

(国の補助)

第七條 国は、事業主体が公営住宅建設三箇年計画に基いて公営住宅の建設をする場合においては、予算の範囲内において、当該事業主体の建設に對して、第一種公営住宅の建設に對しては、その費用の二分の一を補助し、第二種公営住宅の建設に對しては、その費用の三分の二を補助しなければならない。

国は、事業主体が公営住宅建設三箇年計画に基いて共同施設の建設をする場合においては、予算の範囲内において、当該事業主体に對して、その費用の二分の一以内を補助することができる。

前二項の規定による国の補助金額の算定については、同項に規定する公営住宅の建設又は共同施設の建設に要する費用が建設大臣の定める標準建設費をこえるときは、標準建設費をその費用とみなす。

国は、第一項又は第二項の場合においては、公営住宅建設三箇年計画により公営住宅又は共同施設を建設するために必要な土地の取得又は宅地の造成に要する費用については、次年度以降に建設すべき公営住宅又は共同施設に係るものについても、補助することができる。

(災害の場合の国の補助の特例)

第八條 国は、左の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害に因り滅失した住宅は居住していた低額所得者に賃貸するため第二種公営住宅の建設をするときは、その費用の三分の二を補助しなければならない。但し、災害に因り滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない。

一 地震、暴風雨、こら水、高潮

その他の異常な天然現象に因り住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で五百戸以上又は一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上であると

二 火災に因り住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で二百戸以上又は一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上であるとき。

国は、災害(地震に因る火災以外の火災を除く)に因り公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が公営住宅の建設、共同施設の建設又はこれらの補修をするときは、第七條第一項及び第二項の規定による補助率の区分に從い、当該公営住宅の建設当該共同施設の建設又はこれとの補修(以下「災害に基く補修」といふ)に要する費用を補助することができる。

第七條第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

(国の補助の申請及び交付の手続)

第九條 事業主体は、前二條の規定により国の補助を受けようとするときは、建設省令で定めるところにより、事業計画書及び工事設計要領書を添えて、国の補助金の交付申請書を建設大臣に提出しなければならない。

建設大臣は、前項の規定による提出書類を審査し、適當と認めるときは、国の補助金の交付を決定し、これを当該事業主体に通知しなければならない。

(都道府県の補加)

第十條 都道府県は、公営住宅の建設、共同施設の建設又は災害に基く補修をする事業主体が市町村であるときは、当該事業主体に対して補助金を交付することができる。(国の貸付金)

第十一條 国は、事業主体に対して、当該事業主体の財政事情及び第十二條に規定する公営住宅の建設に要する費用の償却の条件を多しやくして、通常の条件より事業主体に有利な条件で、公営住宅の建設、共同施設の建設又は災害に基く補修に必要な資金を貸し付けることができる。

第三章 公営住宅の管理

(家賃の決定)

第十二條 公営住宅の家賃は、政令で定めるところにより、当該公営住宅の建設に要する費用(当該費用のうち国又は都道府県の補助に係る部分を除く。)を期間二十年以上、利率六分以下で毎年元利均等に償却するものとして算出した額に修繕費、管理事務費及び損害保険料を加えたものの月割額を限度として、事業主体が定める。

2 前項の場合において公営住宅の敷地が借地であるときは、当該公営住宅の家賃は、同項の月割額に地代の月割額を加えた額を限度として定めるものとする。

3 事業主体は、前二項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において家賃の減免を必要とする者に対して、家賃を減免することができる。

4 前各項に規定する家賃に関する事項は、條例で定めなければならない。

(家賃及び敷金の変更等)

第十三條 事業主体は、左の各号の一に該当する場合においては、建設大臣の承認を得て、條例で前條の規定による家賃・敷金を徴収している場合においては、敷金を含む。以下この條において同様とする。)を変更し、又は前條第一項から第三項までの規定にかかわらず家賃を別に定めることができる。

一 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
二 公営住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、市町村が建設大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

(家賃以外の金品徴収の禁止)

第十四條 事業主体は、公営住宅の入居者から、住宅の使用に関し、家賃を除く外権利金その他の金品の徴収することができない。但し、三月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することは、この限りでない。

(修繕の義務)

第十五條 事業主体は、公営住宅の家屋の壁、柱、床、はり、屋根及び階段を修繕する義務を免かれることができない。但し、入居者の責に帰すべき事由に因つて修繕する必要が生じたときは、この限りでない。

(入居者の募集方法)

第十六條 事業主体は、災害、不良住宅の撤去その他政令で定める特別の事由がある場合において特定の者を收容するため公営住宅の建設をする場合を除く外、公営住宅の入居者を公募しなければならない。

2 前項の規定による入居者の公募は、新聞、ラジオ、掲示等区域内の住民が周知できるような方法で行わなければならない。

(入居者資格)

第十七條 公営住宅の入居者は、少くとも左の各号の条件を具備する者でなければならない。
一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしな

い)が事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む)があること。
二 毎月政令で定める基準の収入のある者であること。但し、第八條第一項又は第二項の規定により国の補助を受けて建設する公営住宅については、なお、当該災害に因り住宅を失つた者であること。

三 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
(入居者の選考)

第十八條 事業主体の長は、入居の申込をした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数をこえる場合において、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、條例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該

公営住宅の入居者を決定しなければならない。

(家賃等の報告)

第十九條 事業主体の長は、家賃、敷金又は前條の規定による入居者の選考方法を定め、又は変更したときは、一月以内に、建設大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定により、市町村長が建設大臣に報告するときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

(家賃又は選考方法の変更命令)

第二十條 建設大臣は、公営住宅の家賃又は入居者の選考方法が著しく適正を欠くと認めるときは、理由を示して、当該事業主体に対してその変更を命ずることができる。

(入居者の保管義務)

第二十一條 公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を拂い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。但し、事業主体の長の承認を得たときは、当該公営住宅の一部を他の者に貸すことができる。

3 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の用途を変更してはならない。但し、事業主体の長の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。

4 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を換機替し、又は増築してはならない。但し、事業主体の長の

承認を得たときは、この限りでない。

(公営住宅の明渡)

第二十二條 事業主体の長は、公営住宅の入居者が左の各号の一に該当する場合においては、当該入居者に対して、その公営住宅の明渡を請求することができる。
一 不正の行為によつて入居したとき。
二 家賃を三月以上滞納したとき。

三 公営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
四 前條の規定に違反したとき。
五 第二十五條第一項の規定に基く條例に違反したとき。

2 公営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、すみやかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

(公営住宅監理員)

第二十三條 事業主体は、公営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、公営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を與えるために公営住宅監理員を置かなければならない。

2 公営住宅監理員は、事業主体の長がその職員のうちから命ずる。

第四章 補助

(公営住宅又は共同施設の処分)

第二十四條 事業主体は、政令で定めるところにより、公営住宅又は共同施設がその耐用年限の四分の一を経過したときは、建設大臣の承認を得て、当該公営住宅又は共同施設をその入居者又は入居者の

組織する団体に譲渡することができ
る。

2 前項の規定による譲渡の対価は、政令で定めるところにより、公営住宅の建設又は共同施設の建設の費用に充てなければならない。

3 事業主体は、公営住宅又は共同施設が災害に因り著しく損傷した場合において、これを補修することが不適当であると認めるときは、建設大臣の承認を得て、その用途を廃止することができる。

4 第一項又は前項の規定により、市町村が建設大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を經由してしなければならない。
(管理に関する條例の制定)

第二十五條 事業主体は、この法律で定めるものの外、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を條例で定めなければならない。

2 事業主体の長は、前項の條例が制定され、又は改廃されたときは、一月以内に、建設大臣に報告しなければならない。

3 前項の規定により、市町村長が建設大臣に報告するときは、都道府県知事を經由してしなければならない。

(建設大臣及び都道府県知事の指導監督)

第二十六條 建設大臣及び都道府県知事は、公営住宅の建設、共同施設の建設並びにこれらの管理及び災害に基く補修に關し、事業主体に對して、必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は当該職員を指定して、關係の物件又は書類

を实地検査させることができる。
2 前項の实地検査において、現に居住の用に供している公営住宅に立入るときは、あらかじめ、当該公営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第一項の規定により实地検査に當る職員は、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(指導監督費の交付)
第二十七條 国は、政令で定めるところにより、前條第一項の規定により都道府県知事が行う指導監督に要する費用を都道府県に交付しなければならない。

(補助金の返還等)
第二十八條 建設大臣は、事業主体が公営住宅の建設、共同施設の建設又はこれらの管理若しくは災害に基く補修に關し、この法律又はこの法律に基く命令に違反する事実があつたときは、当該事業主体に對して、国の補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した国の補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(全部事務組合に對するこの法律の適用)
第二十九條 この法律又はこの法律に基く命令の規定の適用については、全部事務組合は市町村と、全部事務組合の管理者は市町村長とみなす。

附 則
1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

昭和三十二年を初年度とする公営住宅建設三箇年計画の資料の提出については、第六條第一項中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」と読み替へるものとする。

2 昭和三十二年を初年度とする公営住宅建設三箇年計画の資料の提出については、第六條第一項中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」と読み替へるものとする。

3 この法律施行の時に對して、現に地方公共団体がその住民に賃貸するため管理している住宅でその建設に對して国の補助を受けたもの及び地方公共団体がその住民に賃貸するため昭和二十六年に對して国の補助を受けて建設して管理する住宅は、左の各号に掲げるところにより、第一種公営住宅又は第二種公営住宅とみなして、この法律の規定(第六條及び第七條を除く)を適用する。

一 建設に對してその費用の二分の一以内の国の補助を受けた住宅(特に低廉な賃貸で低額所得者に賃貸するための第二條第四号の規定による政令で定められた規格外に該當する住宅を除く)は、第一種公営住宅

二 前号に該當する住宅以外の住宅は、第二種公営住宅

4 前項の規定に基く第十二條の規定の適用については、この法律施行の時に對して地方公共団体がその住宅に賃貸するため管理している住宅に對して既に決定している賃貸は、同條第一項及び第二項の規定により事業主体が定められたものとみなす。

5 建設省設置法の一部を次のように改正する。

第三條第二十三号の二の次に次の一号を加える。
二十三の三 公営住宅法(昭和二十六年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

公営住宅法案(田中角榮君外十六名提出)の報告書
[最終号の附録に掲載]
[内海安吉君登壇]

○内海安吉君 たいま議題となりました、田中角榮君外十六名提出の公営住宅法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、本法案の要旨について申し上げます。戦災等に基く異常なる住宅難に對処して、毎年行われております公営住宅の供給に對しましては、建設費の半額が国庫から補助されております。これは単に年々の予算措置によつて建設されておるので、法律によつて國の住宅政策が確立されてはいたかつたのであります。翻つて諸外國の事例を見ますと、英國におきましては、すでに百年も前に労働者に住宅を供給する法制が確立し、アメリカにおいても、一九三七年の合衆國住宅法により、低家賃公営住宅の供給方針に根拠を與えております。わが國におきましても、特に戦後の困難な住宅問題を解決するためには、國の助成による公營

住宅の供給に對してすみやかに立法措置を講じ、この方策を恒久的に確立する必要があるものであります。本法案は、以上の観点に立つて、國の補助による公營住宅の建設、補修及び管理に關して規定いたしました。公營住宅の計画的供給に關する國と地方公共団体との責任及び公營住宅の建設に要する費用の兩者の負担の限界を明確にするにとともに、公營住宅の管理の適正をはかつたものであります。

その主要なる点は、およそ次の通りであります。すなわち第一に、公營住宅の建設は地方公共団体の責任としてゐること、第二に、公營住宅を第一種と第二種に區別し、第一種公營住宅は一般の低額所得者、第二種公營住宅は、さらに低額な所得者を対象としてゐること、第三に、建設大臣は、公營住宅建設三箇年計画を制定して、計画的な公營住宅の建設並びに敷地の取得造成を行ひ得ること、第四に、災害時に多數の住宅が滅失した場合には、その滅失戸数の三割までは、その地方の公共団体が第二種公營住宅を建設し得ること等でありませう。

本法案は、五月十四日建設委員会に付託され、翌十五日、提案者より提案理由の説明を求め、引続き質疑を行ひました。次に質疑応答のおもなる点について申し上げます。

第一に、厚生省が考慮している生活保護の面からする住宅対策と本法律

官報号外 昭和二十六年五月二十五日 衆議院會議録第三十九号 公營住宅法案

案との関係いかんとの質疑に対しては、本法律案は国民大衆に低廉なる住宅を供給するものであるが、現下の異常なる住宅難に対処して一般の住宅困窮者に貸與されるものであつて、貧困者に対する生活保護の面とはおのずから異なるものがある、建設省は建設省において一本に所管することが官制上も至当であり、さらに住宅政策を強力に推進するゆえんである、ただし第二種公営住宅の管理に対する指導監督に關しては、建設省は厚生省と十分協議して運営上遺憾なきを期する旨の答弁がありました。

第二に、公営住宅建設三箇年計画はいかなる範圍において国会の承認を得るのか、またこれによつていかなる効果を期待するかという質疑に対しましては、公営住宅建設三箇年計画として国会の承認を得るのは、各年度に建設される住宅の戸数及び所要資金であつて、その効果としては、公営住宅の建設並びに敷地の取得または造成をある程度長期の見通しに立つて行い得るといふ点にある旨の答弁がありました。

第三に、地震または暴風雨等の災害による場合は五百戸以上、火災による場合は二百戸以上の住宅が喪失した場合に限り、国庫から三分の二の補助を受けて第二種公営住宅を建設し得ることとなつてゐるが、この戸数の区別はいかなる理由により設けたかという質疑に対しましては、地震、暴風雨等は

広い範圍に分布するため五百戸とし、火災は比較的小範圍に集中するため二百戸として、その間の均衡をはかつた旨の答弁がございました。

かくて、討論を省略して採決に入り、多数をもつて本法律案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

○副議長(若本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(若本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)
明二十五日は定刻より特に本會議を開きます。

本日はこちらにて散会いたします。
午後四時三十三分散会

出席國務大臣 法務総裁 大橋 武夫君
運輸大臣 山崎 猛君
出席政府委員 内閣官房長官 岡崎 勝男君
人事院総裁 淺井 清君
國家地方官 澤淵 増巳君
外務務次官 草葉 隆圓君
文部務次官 水谷 昇君
厚生政務次官 平澤 長吉君
厚生省公衆 衛生局長 山口 正義君

運輸省鉄道 監督局長 足羽 則之君
建設省住宅局長 伊東 五郎君

朗読を省略した報告
一、昨二十三日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。
地方自治法の一部を改正する法律
国土調査法

一、昨二十三日、内閣総理大臣から、中央更生保護委員会委員に白根松介君を任命したので犯罪者予防更生法第四條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要請書を受領した。

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、去る十九日議長において承認した齋藤博及び去る二十二日承認した高野藤吉を昨二十三日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十三日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
人事委員会
理事 藤枝 泉介君(理事藤枝泉介君去る二十二日委員辭任につきその補欠)

郵政委員会
理事 飯塚 定輔君(理事飯塚定輔君去る三月二十日委員辭任につきその補欠)

一、昨二十三日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
人事委員
今村長太郎君 大野 伴陸君
片岡伊三郎君 星島 二郎君
小林 信一君 菊田アサノ君
地方行政委員
久野 忠治君 福永 一臣君
法務委員 村上 勇君
外務委員 尾崎 末吉君 福田 篤泰君
江崎 一治君 芦田 均君
大蔵委員 有田 二郎君 西村 直己君
文部委員 芦田 均君
厚生委員 生田 和平君 砂間 一良君
農林委員 水産委員 渡邊 良夫君
通商産業委員 小川原政信君 眞鍋 勝君
運輸委員 越智 茂君 田中 角榮君
中村 純一君 藤枝 泉介君
川島 金次君 林 百郎君
電気通信委員 石原 登君 船越 弘君
労働委員 犬養 健君 黒澤富次郎君
今野 武雄君 尾関 義一君
建設委員 千原委員 淺沼稻次郎君
議院運営委員 今野 武雄君

一、昨二十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
人事委員
西村 直己君 有田 二郎君

藤枝 泉介君 福田 篤泰君
芦田 均君 林 百郎君
地方行政委員 生田 和平君 石原 登君
法務委員 眞鍋 勝君
外務委員 小川原政信君 星島 二郎君
砂間 一良君
大蔵委員 大野 伴陸君 今村長太郎君
文部委員 小林 信一君
厚生委員 渡邊 良夫君 今野 武雄君
農林委員 越智 茂君
水産委員 久野 忠治君
通商産業委員 中村 純一君 村上 勇君
運輸委員 大西 禎夫君 黒澤富次郎君
尾崎 末吉君 片岡伊三郎君
淺沼稻次郎君 江崎 一治君
電気通信委員 福永 一臣君 犬養 健君
労働委員 船越 弘君 尾関 義一君
建設委員 菊田アサノ君 田中 角榮君
千原委員 川島 金次君
議院運営委員 竹村宗良一君
一、昨二十三日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。
公職選挙法改正に關する調査特別委員 渡部 義通君
一、昨二十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
公職選挙法改正に關する調査特別委員 立花 敏男君

藤枝 泉介君 福田 篤泰君
芦田 均君 林 百郎君
地方行政委員 生田 和平君 石原 登君
法務委員 眞鍋 勝君
外務委員 小川原政信君 星島 二郎君
砂間 一良君
大蔵委員 大野 伴陸君 今村長太郎君
文部委員 小林 信一君
厚生委員 渡邊 良夫君 今野 武雄君
農林委員 越智 茂君
水産委員 久野 忠治君
通商産業委員 中村 純一君 村上 勇君
運輸委員 大西 禎夫君 黒澤富次郎君
尾崎 末吉君 片岡伊三郎君
淺沼稻次郎君 江崎 一治君
電気通信委員 福永 一臣君 犬養 健君
労働委員 船越 弘君 尾関 義一君
建設委員 菊田アサノ君 田中 角榮君
千原委員 川島 金次君
議院運営委員 竹村宗良一君
一、昨二十三日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。
公職選挙法改正に關する調査特別委員 渡部 義通君
一、昨二十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
公職選挙法改正に關する調査特別委員 立花 敏男君

藤枝 泉介君 福田 篤泰君
芦田 均君 林 百郎君
地方行政委員 生田 和平君 石原 登君
法務委員 眞鍋 勝君
外務委員 小川原政信君 星島 二郎君
砂間 一良君
大蔵委員 大野 伴陸君 今村長太郎君
文部委員 小林 信一君
厚生委員 渡邊 良夫君 今野 武雄君
農林委員 越智 茂君
水産委員 久野 忠治君
通商産業委員 中村 純一君 村上 勇君
運輸委員 大西 禎夫君 黒澤富次郎君
尾崎 末吉君 片岡伊三郎君
淺沼稻次郎君 江崎 一治君
電気通信委員 福永 一臣君 犬養 健君
労働委員 船越 弘君 尾関 義一君
建設委員 菊田アサノ君 田中 角榮君
千原委員 川島 金次君
議院運営委員 竹村宗良一君
一、昨二十三日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。
公職選挙法改正に關する調査特別委員 渡部 義通君
一、昨二十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
公職選挙法改正に關する調査特別委員 立花 敏男君

藤枝 泉介君 福田 篤泰君
芦田 均君 林 百郎君
地方行政委員 生田 和平君 石原 登君
法務委員 眞鍋 勝君
外務委員 小川原政信君 星島 二郎君
砂間 一良君
大蔵委員 大野 伴陸君 今村長太郎君
文部委員 小林 信一君
厚生委員 渡邊 良夫君 今野 武雄君
農林委員 越智 茂君
水産委員 久野 忠治君
通商産業委員 中村 純一君 村上 勇君
運輸委員 大西 禎夫君 黒澤富次郎君
尾崎 末吉君 片岡伊三郎君
淺沼稻次郎君 江崎 一治君
電気通信委員 福永 一臣君 犬養 健君
労働委員 船越 弘君 尾関 義一君
建設委員 菊田アサノ君 田中 角榮君
千原委員 川島 金次君
議院運営委員 竹村宗良一君
一、昨二十三日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。
公職選挙法改正に關する調査特別委員 渡部 義通君
一、昨二十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
公職選挙法改正に關する調査特別委員 立花 敏男君

藤枝 泉介君 福田 篤泰君
芦田 均君 林 百郎君
地方行政委員 生田 和平君 石原 登君
法務委員 眞鍋 勝君
外務委員 小川原政信君 星島 二郎君
砂間 一良君
大蔵委員 大野 伴陸君 今村長太郎君
文部委員 小林 信一君
厚生委員 渡邊 良夫君 今野 武雄君
農林委員 越智 茂君
水産委員 久野 忠治君
通商産業委員 中村 純一君 村上 勇君
運輸委員 大西 禎夫君 黒澤富次郎君
尾崎 末吉君 片岡伊三郎君
淺沼稻次郎君 江崎 一治君
電気通信委員 福永 一臣君 犬養 健君
労働委員 船越 弘君 尾関 義一君
建設委員 菊田アサノ君 田中 角榮君
千原委員 川島 金次君
議院運営委員 竹村宗良一君
一、昨二十三日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。
公職選挙法改正に關する調査特別委員 渡部 義通君
一、昨二十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
公職選挙法改正に關する調査特別委員 立花 敏男君

藤枝 泉介君 福田 篤泰君
芦田 均君 林 百郎君
地方行政委員 生田 和平君 石原 登君
法務委員 眞鍋 勝君
外務委員 小川原政信君 星島 二郎君
砂間 一良君
大蔵委員 大野 伴陸君 今村長太郎君
文部委員 小林 信一君
厚生委員 渡邊 良夫君 今野 武雄君
農林委員 越智 茂君
水産委員 久野 忠治君
通商産業委員 中村 純一君 村上 勇君
運輸委員 大西 禎夫君 黒澤富次郎君
尾崎 末吉君 片岡伊三郎君
淺沼稻次郎君 江崎 一治君
電気通信委員 福永 一臣君 犬養 健君
労働委員 船越 弘君 尾関 義一君
建設委員 菊田アサノ君 田中 角榮君
千原委員 川島 金次君
議院運営委員 竹村宗良一君
一、昨二十三日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。
公職選挙法改正に關する調査特別委員 渡部 義通君
一、昨二十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
公職選挙法改正に關する調査特別委員 立花 敏男君

一、昨二十三日議員から提出した議案は次の通りである。
 警察法の一部を改正する法律案に対する修正案(床次徳二君外三名提出)
 小口電力、家庭電燈料金値下げに関する決議案(河田賢治君外二十四名提出)
 一、昨二十三日内閣から提出した議案は次の通りである。
 商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案
 一、昨二十三日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
 国有林野法案
 国有林野整備臨時措置法案
 一、昨二十三日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
 保険業法の一部を改正する法律案
 外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案
 船主相互保険組合法の一部を改正する法律案
 一、昨二十三日参議院から同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
 高圧ガス取締法案
 一、昨二十三日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
 北上川開発法案
 一、昨二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。
 保険業法の一部を改正する法律案
 (内閣提出第一七〇号)(参議院送付)
 外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六九号)(参議院送付)

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六八号)(参議院送付)
 商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一七八号)
 以上四件 大蔵委員会 付託
 国有林野法案(参議院提出、参法第一八号)
 国有林野整備臨時措置法案(参議院提出、参法第一九号)
 以上二件 農林委員会 付託
 高圧ガス取締法案(内閣提出第一三〇号)(参議院送付)
 通商産業委員会 付託
 一、昨二十三日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
 北上川開発法案(川村松助君外八名提出、参法第一二五号)(予)
 内閣委員会 付託
 一、昨二十三日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
 弁護士法の一部を改正する法律案
 商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
 一、昨二十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
 電信電話料金法の一部を改正する法律案
 硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止する法律案
 商法の一部を改正する法律施行法案
 商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

有限会社法の一部を改正する法律案
 非訟事件手続法の一部を改正する法律案
 租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案
 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めの件
 特別都市計画法の一部を改正する法律案
 計量法案
 計量法施行法案
 海上運送法等の一部を改正する法律案
 一、昨二十三日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
 食糧の政府買入数量の指示に関する法律案
 国土調査法案
 一、昨二十三日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
 国土調査法案
 一、昨二十三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
 地方自治法の一部を改正する法律案
 一、昨二十三日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
 国立大学進学適性検査に関する質問主意書(並木芳雄君提出)
 所得税徴収の実状に関する質問主意書(深澤義守君提出)
 大豆及び雑穀に関する質問主意書(高倉定助君提出)

企業組合の組合員に対する課税に関する質問主意書(今澄勇君提出)
 人口問題に関する質問主意書(床次徳二君提出)

発 東京都新宿区市谷木村町